資料第 6-3 号

豊島区環境基本計画

（案）

2019 年度～2030 年度

区長メッセージ記載予定

第 1 章 計画策定の背景 1
1. 策定にあたって 1
2. 環境基本計画をとりまく動向 1
3. 前計画のふりかえり 9
4. 策定における課題 13
第 2 章 計画の基本的事項 18
1. 計画の目的 18
2. 計画の位置づけ 18
3. 計画期間 19
4. 計画の対象範囲 19
5. 推進主体 19
第 3 章 目指すべき環境都市像と基本目標 20
1. 目指すべき環境都市像 20
2. 基本目標 22
第 4 章 施策と取組み 26
重点施策　環境都市像の実現に向けた重点施策 28
基本目標Ⅰ　気候変動に対応し、脱炭素化に向けた取組みを進めるまち 30
基本目標Ⅱ　みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち 46
基本目標Ⅲ　ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち 62
基本目標Ⅳ　すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち 71
連携・協働　持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち 79
第 5 章 計画の推進 94
1. 計画の進行管理 94
2. 進行管理方法 95
資料編 97
（1）豊島区環境基本条例 97
（2）豊島区環境基本計画（2019 年度～2030 年度）策定の経緯 101
（3）温室効果ガスに関する現状と削減目標の推計 107
（4）区民が選んだ重点施策 113
（5）CO_2 削減のための取組み 114
（6）用語集 115

第1章 計画策定の背景

1. 策定にあたって

豊島区は、2009 年 3 月に、区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、2018 年度までを期間とする「豊島区環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、2014 年には中間見直しを行い、具体的な環境施策に取り組んできました。

前計画の策定以降、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

区は、2016 年 3 月に、今後の区政運営の方向性を明らかにする「豊島区基本計画」を策定し、新たな都市像として「国際アート・カルチャー都市」（5 ページ参照）を掲げ、その実現を通して、区が持てる魅力を最大に引き出し、都市のイメージを向上させ、持続発展するまちづくりに取り組んでいます。

世界においては、SDGs の採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減を含め、持続可能な発展のために具体的な目標を持って取り組むための枠組みの整備が進んでいます。

国や東京都の環境行政においても、国際的な動向を取り入れた、新たな環境基本計画が策定され、また、温室効果ガス排出量の削減目標についても、新たな国際的枠組みや我が国のエネルギー政策に対応した目標へとそれぞれ刷新されました。

こうした背景の変化への対応や各種計画との整合を図り、これまでの計画の進捗状況と新たな課題等をふまえ、今後 10 年余りで実施していくべき環境施策を定めるため、第 2 次「豊島区環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 環境基本計画をとりまく動向

（1）豊島区のこれまでの動きとこれから

1）環境と文化の融合

本計画期間のスタートを切る 2019 年度から、大きな文化施策の展開が予定されています。

2019　東アジア文化都市 2019 豊島

「東アジア文化都市」とは、日本・中国・韓国の 3 か国において、文化芸術による発展を目指す都市を毎年 1 都市選定し、年間を通して、現代の芸術文化や伝統文化、生活文化に関連する文化芸術イベント等を実施するものです。

豊島区が 6 番目の国内都市に決定し、中国 西安市、韓国 仁川広域市とともに 2019 年の開催都市となりました。

東アジア文化都市 2019豊島
Culture City of East Asia 2019 Toshima
はらはら、どきどき、文化がいっぱい。

2020　東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

豊島区は、ホストシティの一部として大会開催の一翼を担います。

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

豊島区は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の使用済携帯電話等の小型家電から製作し、資源の有効活用を図る「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しています。

環境面から、人間優先の都市空間の創出を図ることで、国際アート・カルチャー都市に貢献していきます。

2）豊島新時代に向けた都市づくり

①　池袋駅周辺4公園整備

2020 年までに合計 30,000 ㎡となる４つの公園を整備し、エリア全体の回遊性を高め、歩いて楽しく、訪れるたびに新たな発見に出会えるまちづくりを展開していきます。

3・57 ページへ

②　環境にやさしい低炭素型低速電気バス（スローモビリティ）

池袋副都心内を、安全に安心して移動できる新たな移動サービスとして、環境にやさしい電気バスを導入します。四季を感じながらゆっくりと４つの公園を中心にまちを回遊します。

40 ページへ

電気バスイメージ

４つの公園を結ぶ環境にやさしい電気バス

■池袋西口公園

公園全体が屋外劇場、
あらゆるにぎわいが生まれる駅近空間
「池袋駅西口エリアの顔」となる文化拠点

2019.11 リニューアル

■南池袋公園

人気沸騰！芝生広場が心地よい

2016.4 リニューアル

防災公園の整備

2020 年春にオープン予定の「(仮称) 造幣局地区防災公園」は、防災機能をベースとしているものの、区最大の面積を活かし、地球温暖化対策や自然エネルギー活用など、環境に配慮した緑地空間を目指しています。

緑の広がる空間

災害時にはヘリポートにもなるイベントスペースは、一面芝生を植栽します。また、火災発生時、延焼をおさえる役割をするシラカシなどの常緑樹や、区の木であるソメイヨシノやイチョウ並木も予定しており、四季を楽しめる憩いの空間を提供します。

再生可能エネルギーの活用

倉庫の上には、太陽光パネルを設置し、使用する電気の一部を賄います。

夏のヒートアイランド対策

1.7ha の公園の約半分が芝生で覆われ、周辺に高木を植栽することにより、植物の特徴を活かしたヒートアイランド対策を実施します。

■中池袋公園

年間 1000 万人を集客する Hareza 池袋の前庭空間として アニメファンの交流の場、コスプレイベントの会場として もにぎわう様々な交流の拠点

2019.9 リニューアル

低炭素型低速電気バス（スローモビリティ）

2019.11 運行開始予定

■造幣局地区防災公園（仮称）

防災機能を備えた にぎわい拠点

2020.春 オープン

③ Hareza（ハレザ）池袋における周辺まちづくりの推進

庁舎及び公会堂跡地を定期借地方式により民間活用します。民間事業者は、庁舎跡地にハレザタワー（オフィス等）を、公会堂跡地に新ホール棟を整備します。

ハレザタワー（オフィス等）や新ホール棟では、地域冷暖房や太陽光パネルなどの環境対策を行う予定です。

Hareza 池袋イメージ

④ 特定都市再生緊急整備地域の指定

都市の国際競争力の強化を図るうえで特に有効な地域として、池袋駅周辺地域が都内で５地域目に指定されました（全国では 12 地域）。土地利用規制の緩和や、事業認可等の手続期間の短縮、民間プロジェクトに対する金融支援等の特別な措置を受けることが可能になることから、民間の活力やノウハウを活かした大規模な都市開発の展開が期待されます。

3）持続発展都市の総合的な展開

豊島区は持続発展を続けるまちとして、「国際アート・カルチャー都市」を「豊島区基本計画」で目指す都市像として掲げ、「子どもと女性にやさしいまちづくり」「高齢になっても元気で住み続けられるまち」、「様々な地域との共生」、「日本の推進力」を４つの柱として施策を戦略的に展開していきます。本計画では、下記 3 つの柱について取りあげます。

① 子どもと女性にやさしいまちづくり

「わたしらしく、暮らせるまち。」を基本コンセプトに、ひとりひとりの多様なライフスタイルを大切に、女性や子どもをはじめ、高齢者、外国人などすべての人が住みやすく、働きやすい、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

戦略的かつ多角的に施策を推進していくため、区・民間事業者それぞれの強みを活かしたノウハウやリソースを活用し、女性や子育て世代・働く世代を主なターゲットにした様々な事業に連携して取り組んでいます。連携にあたっては、民間企業と「ＦＦパートナーシップ協定」（※FF：Female/Family Friendly）を締結しています。

81 ページへ

また、地域に点在する小規模公園について、ニーズや周辺環境に合わせた、新たな活用を通じて地域コミュニティの場として新たに再生していく取組みを行っていきます。

90 ページへ

② 様々な地域との共生

交流自治体との連携をすすめ、「ひと」や「もの」の交流を深める取組みを推進します。

豊かな地域づくり、地域の活性化をともに目指し、日本全体の元気につなげていきます。

交流事業を通じて、都市部では体験できない自然体験の機会を提供し、環境教育を実践していきます。

90・93 ページへ

③ 日本の推進力

豊島区が誇る多様な芸術・文化の魅力を世界に発信し、世界中の人と産業を惹きつけ、日本の活力を牽引する「国際アート・カルチャー都市」を目指します。

❖ 国際アート・カルチャー都市

「芸術文化」という言葉で一般的にイメージされる枠組みを超え、伝統的な文化から先端的な文化まで、衣食住に関わる生活文化からハードな都市づくりまでをも含み、アートの持つ想像力・創造力で、まちを構成する多様な人々の参加と協働によりまちづくりを展開していくことで、世界中の人々を魅了し、持続発展する都市のことです。

アートの持つ想像力・創造力で、まちづくりを展開していくことで、世界中の人々を魅了し、持続発展する都市を目指します。

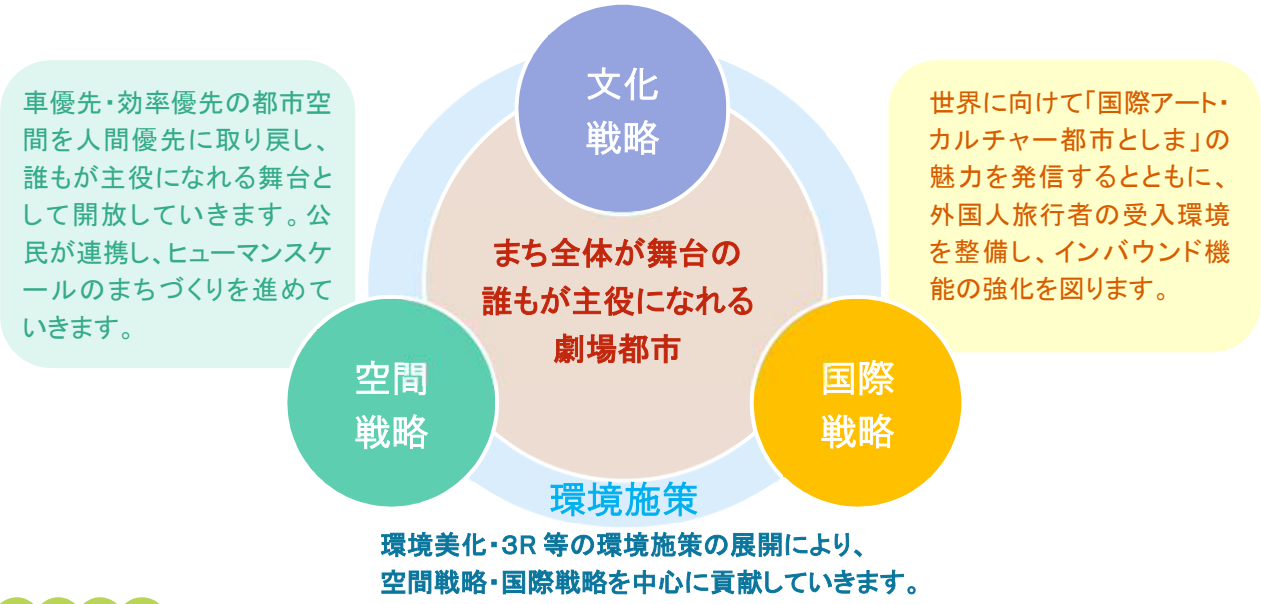

ミニコラム

豊島区の人口の動向

区の人口は、1997 年を底に増加傾向を続け、一時的に減少した期間はあるものの、2018 年 1 月現在 287,111 人となっています。また、人口密度は 1 ヘクタールあたり 220.7 人となり、全国一の人口密度の高さを維持しています。全住民のうち約 10.1%（29,010 人）を外国籍住民が占めており、過去最多となっています。今後は、多文化共生に配慮するとともに、高密都市の特徴に応じた環境施策を展開していく必要があります。

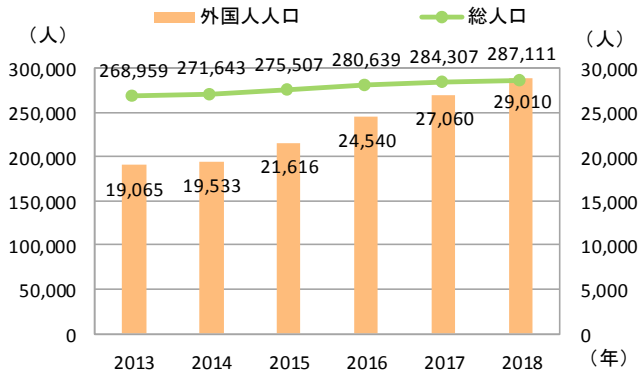

出典：豊島区「豊島の統計」をもとに作成

図 1　豊島区の総人口と外国人人口の推移

（2）区の環境施策に関わる国内外の動向

1）持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、2015 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、2016 年から 2030 年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

出典）国際連合広報センター

図 2　持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のアイコン

表 1　持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標

SDGs の目標	
目標 1.	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2.	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3.	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4.	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5.	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6.	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7.	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8.	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標 9.	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10.	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11.	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12.	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13.	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14.	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15.	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16.	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17.	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典）外務省ホームページ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」仮訳より抜粋し、作成。

SDGs では、発展途上国への開発協力だけでなく、先進国も自らの国内における課題への取組みを強化し、国際社会全体として、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、取り組んでいくことが必要とされています。

わが国の現状をふまえ、政府は、日本における SDGs の実施指針を 2016 年 12 月に決定し、2030 アジェンダに掲げられている 5 つのＰ（People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ））に対応する日本の 8 つの優先課題を掲げています。環境面においては、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境保全など、幅広く取組みを推進しています。

2）パリ協定

世界共通の気候変動対策、2020 年以降の地球温暖化対策の世界的な枠組みとして、2015 年に「パリ協定」が採択され、2016 年に発効しました。「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが掲げられています。

3）第五次環境基本計画

国の「第五次環境基本計画」が、2018 年 4 月に閣議決定され、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現が掲げられました。また、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な 6 つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。

目指すべき社会の姿

1.「地域循環共生圏」の創造。
2.「世界の範となる日本」の確立。
※ ① 公害を克服した歴史
② 優れた環境技術
③「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統を有する我が国だからこそできることがある。
3.これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。

6 つの重点戦略

①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
②国土のストックとしての価値の向上
③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
④健康で心豊かな暮らしの実現
⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

重点戦略を支える環境政策

○気候変動対策
○循環型社会の形成
○生物多様性の確保・自然共生
○環境リスクの管理
○基盤となる施策
○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

出典：環境省「第五次環境基本計画の概要」をもとに作成

出典）環境省「第五次環境基本計画の概要」

図 3　目指すべき社会の姿「地域循環共生圏」

4）東京都の環境基本計画

東京都は、2016 年 3 月に新たに策定した「東京都環境基本計画 2016」において、「世界一の環境先進都市・東京」を目指すべき東京の都市像として掲げており、「最高水準の都市環境の実現」・「サステナビリティ」・「連携とリーダーシップ」の視点をふまえ、5 つの政策を展開しています。

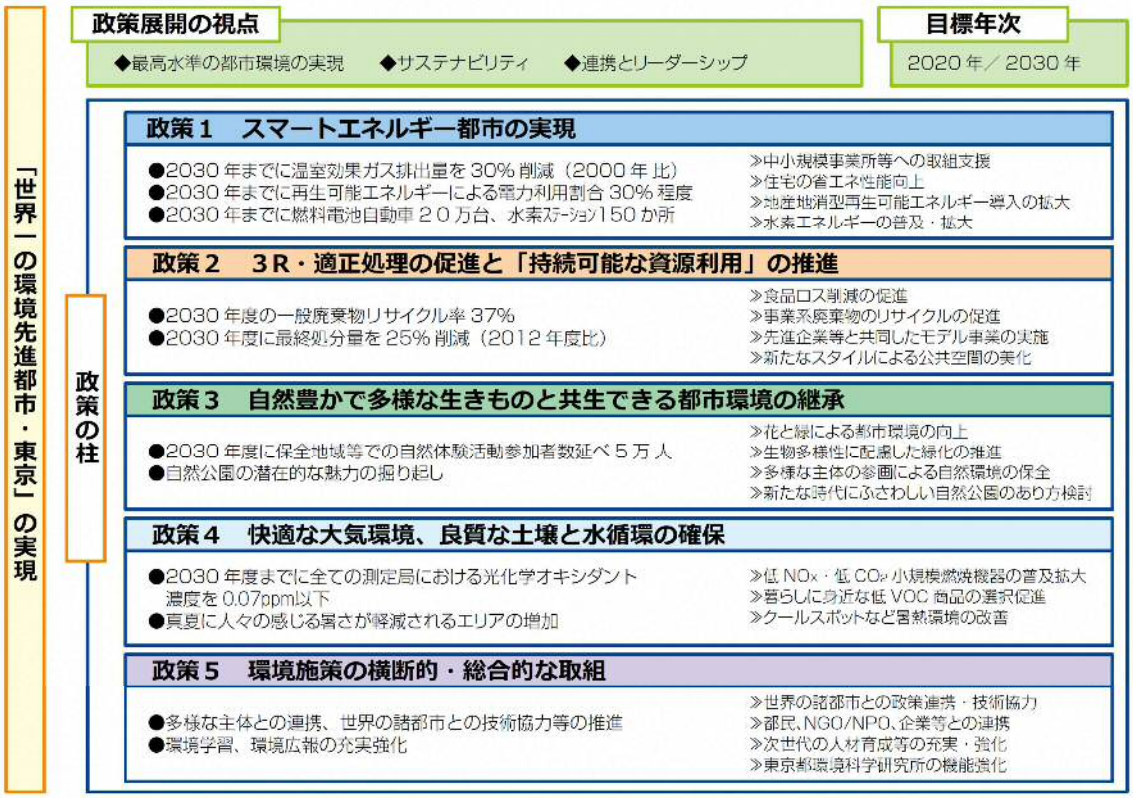

出典）東京都「東京都環境基本計画（概要版）」（2016 年 3 月）

図 4　東京都環境基本計画 2016 の将来像

3. 前計画のふりかえり

前計画期間中（2009～2018 年度）においては、2009 年に「グリーンとしま」再生プロジェクトを始動しました。都市の中に森を再生するこの取組みは、区立の全小中学校に一万本の木を植える「学校の森」植樹から始まり、「いのちの森」植樹として公園や区有施設をはじめ、区内全域に広がっていきました。2016 年からは、3 月 1 日～6 月 15 日を「グリーンウェイブ」期間とし、樹木に関わる活動を呼びかけました。プロジェクト 10 年目にあたる 2018 年には、10 年間で植樹 10 万本を達成し、「10 万本達成記念イベント」を開催しました。

豊島清掃事務所「いのちの森」

「10 万本達成記念イベント」記念植樹①

「10 万本達成記念イベント」池袋小学校児童の発表

「10 万本達成記念イベント」記念植樹②

「グリーンとしま」再生プロジェクト

2015 年には、最新の環境技術を積極的に取り入れた区役所新庁舎を開設しました。庁舎屋上には、かつての豊島区の自然を再現した「豊島の森」を整備し、環境学習などに活用しています。また、「豊島の森」をはじめとする区庁舎「エコミューゼタウン」の緑化は、複数の受賞をするなど、高い評価を得ています。

2016 年には、南池袋公園がリニューアルオープンし、豊島区発祥のソメイヨシノやケヤキなどの高木を適正に植栽し、一年中みどりの芝生が広がるみどり豊かな公園として、区民や来訪者にとっての憩いの場となっています。

これらの象徴的な取組みをはじめとして、前計画では、6 つの分野ごとに施策を設定し、環境保全の各種取組みを推進してきました。本節では、前計画期間のうち、後期となる 2014～2018 年度の主な事業の取組状況と、成果指標の実績を整理しました。

（1）前計画の施策の実施状況

1　低炭素地域社会の実現に向けて

❖　再生可能エネルギーの普及拡大を推進

・一般住宅、集合住宅（共用部分）への太陽光発電システムの導入を助成するとともに、再生可能エネルギー講座の開催などにより、普及拡大を図りました。

❖　家庭や事業所における省エネ・環境配慮対策の支援と普及啓発を実施

・区民及び事業者向けの省エネ推進セミナーやイベントの開催によって意識啓発を図りました。また、2017 年度から、国全体で取り組む「クール・チョイス」を推進することを宣言し、区民に対する環境配慮行動の呼びかけをしました。

・区民に対して各種エコ住宅設備・機器の設置費用の助成を行うとともに、事業者に対しても省エネ設備の導入助成や、環境マネジメントシステム認証取得費用の助成などにより、区民・事業者の環境配慮の取組みを促進しました。

❖　低炭素なまちづくりのための取組みを展開

・気候変動対策として、遮熱性舗装の実施、打ち水の実施、緑のカーテンづくり、界わい緑化推進プログラムなどに取り組みました。

2　自然と共生する都市の実現に向けて

❖　みどりと水の保全・創出を推進

・豊島の森などのビオトープや、南池袋公園などの公園緑地を整備しました。

・地域の緑化活動への支援として、屋上緑化、壁面緑化、接道部緑化などへの助成と「いのちの森」の苗木やつる性植物の配布を行いました。
また、目白の森などで在来つる植物の保全・育成に取り組みました。

❖　生物多様性に関する普及啓発及び調査等を実施

・区内の自然環境を把握するため、専門家による生態調査や、区民参加型の生きもの調査イベントなどを行いました。調査結果をふまえ、区内の生きものを紹介する「としま生きものガイドブック」を発行しました。

3　ごみの減量と循環型社会の実現に向けて

❖　ごみの減量と再使用のための取組みを推進

・出前講座等の開催により、ごみの減量や分別についての普及啓発を図りました。また、リサイクルセンターにおいて、家庭から出される粗大ごみの再使用に取り組みました。

❖　質の高いリサイクルを推進

・集団回収への支援、小型家電や廃食油等の拠点回収、金属系粗大ごみの資源化等、様々なリサイクルに取り組みました。

４　環境の保全に関する取組み

❖　公害を減らすための取組みを推進

・大気汚染物質の測定、交通騒音・振動の調査、化学物質の適正管理に関する指導等、生活環境保全のための各種調査・対策を継続的に実施しました。

❖　環境美化の取組みを推進

・路上喫煙・ポイ捨て防止のための啓発、清掃活動、落書きの除去やガム取りなど、まちの美化のための各種対策に取り組みました。

５　豊島区の環境配慮率先行動

❖　職員の意識・行動改革を推進

・区施設におけるエコアクション 21 認証取得や、夏季・冬季の節電目標の達成に全庁的に取り組むなど、職員の意識向上を図りました。

❖　区有施設の低炭素化や環境配慮型事業活動を推進

・区有施設への太陽光発電システムの導入や、街路灯の LED 化、CO_2 排出量の少ない車両の導入等を進めました。

６　分野横断的な取組み

❖　環境教育・環境学習を推進

・学校の環境教育を支援するプログラムの提供、環境情報誌の発行、環境月間パネル展示など、環境に関する学びの促進と情報の提供に取り組みました。

❖　多様な主体による連携・協働を推進

・「グリーンとしま」再生プロジェクトの実施、池袋西口駅前広場のモザイカルチャーの維持管理等、区民等との協働による植樹・緑化活動に取り組みました。

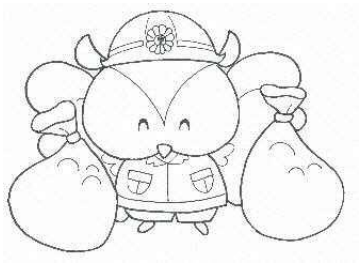

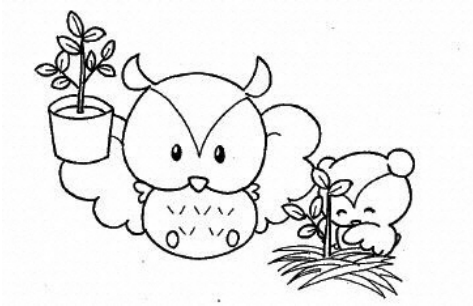

（2）前計画の指標の達成状況

成果指標は、現行計画の 4 年目にあたる 2017 年度までの実績をもとに、進捗状況を 3 段階（◎,○,△）で評価しました。

分野ごとの評価は、各指標の評価結果を点数化したうえで、その平均値によって 8 段階（A+,A-,B+,B-,C+,C-,D+,D-）で評価しました。

表 2　指標の達成状況の評価結果

施策の方向	成果指標	成果指標の評価	
1 低炭素地域社会の実現に向けて	区内の電力使用量	◎	B+
	区内の太陽光発電設置容量	◎	
	住民参加による太陽光発電の設置数	△	
	家庭の省エネ診断受診数	○	
	事業者の省エネ診断受診数	○	
	区内の急速充電スタンド設置数	◎	
	遮熱性舗装	◎	
2 自然と共生する都市の実現に向けて	緑被率	△	C+
	生物多様性という言葉の意味を知っている区民の割合	△	
	生きもの調査に参加する区民の数	◎	
	学校・区立公園のビオトープ数	◎	
	エコミューゼを活用したイベント・講座数	○	
	生息・生育環境を評価する指標種の設定	△	
3 ごみの減量と循環型社会の実現に向けて	一人一日あたり区収集ごみ量	◎	B-
	資源化率	△	
4 環境の保全に関する取組み	光化学スモッグ注意報等の発令日数（都内）	△	A-
	路上喫煙率	◎	
	ごみゼロデー参加人数	◎	
	企業等の自主的な環境美化活動（としまクリーンサポーター登録団体数）	◎	
5 豊島区の環境配慮率先行動	エコアクション 21 認定施設数	◎	B-
	コピー用紙のグリーン購入率	○	
	区有施設の太陽光発電設置数	○	
	本庁舎におけるリサイクル率	○	
	低公害車導入率	△	
	管理標準作成施設数	○	

評価の詳細は 104 ページへ

4. 策定における課題

（1） 気候変動

1） 豊島区のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量

区内のエネルギー消費量は、18,032TJ（2005 年度）から 14,844TJ（2015 年度）となっており、減少傾向にあります。一方、2015 年度の温室効果ガス排出量は約 1,647 千 t-CO_2 で、近年では 2013 年度をピークに減少傾向が見られます。2005 年度と比較して、産業、運輸部門が減少する一方で、民生部門（家庭、業務）が増加傾向にあります。CO_2 排出量の増減は、東日本大震災以降の火力発電所の稼働率の変化に伴う CO_2 排出係数の変動が大きな要因となっています。

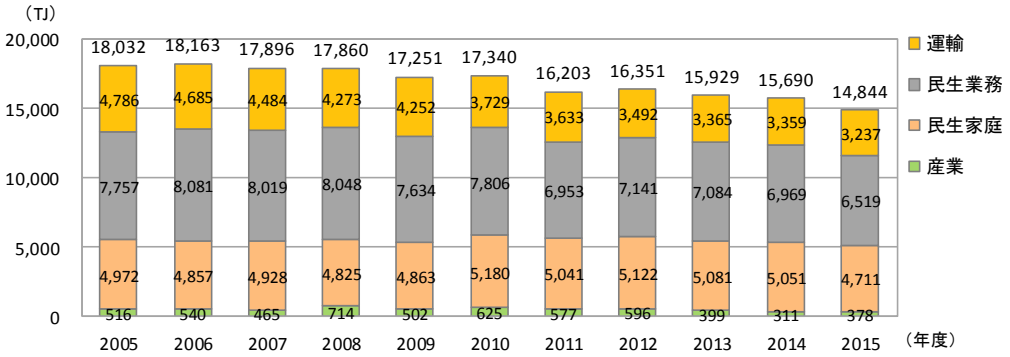

図 5　部門別エネルギー消費量の推移

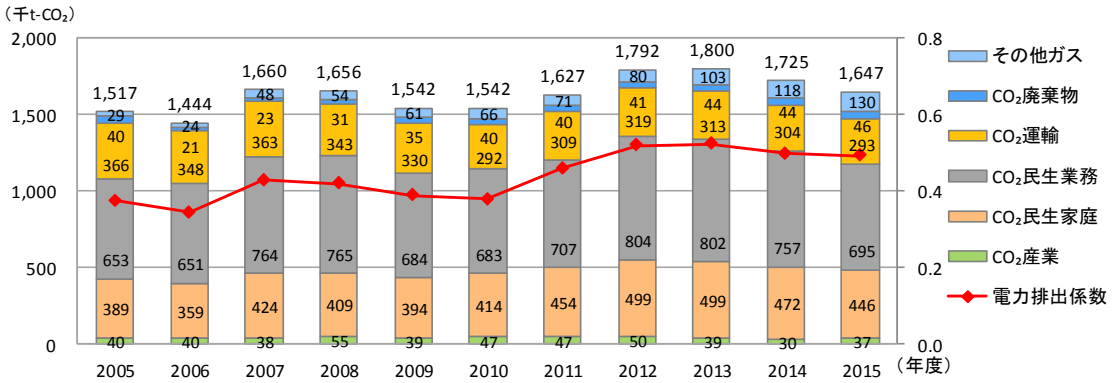

図 6　温室効果ガス排出量の推移

注）1.電力の二酸化炭素排出係数は各年度変動。
2.「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データにおいて、2015 年度（最新値）の製造品出荷額等の統計値が未更新であったため、2015 年度の温室効果ガス排出量は既存統計（「東京都統計年鑑」）の最新値を用いて「オール東京 62 市区町村共同事業」の推計手法に倣って独自に推計した。そのため、産業部門、業務部門の数値が「オール東京 62 市区町村共同事業」提供の数値と異なっている。

課題

区内の温室効果ガス排出量の削減のためには、排出割合の多い家庭や業務における対策が特に重要です。そのため、区民による身の回りの省エネ行動の促進や、再生可能エネルギー設備導入支援などの対策を継続・強化していくことが必要です。また、事業者との連携により、まちづくりにおける省エネルギー技術や設備の導入などを促進していく必要があります。

（2）自然共生

1）緑被の状況

豊島区内には住宅を中心に小規模な緑被が多く分布しており、主な緑被地は東部の染井霊園付近、南部の学習院大学と雑司ヶ谷霊園付近に分布しています。また、大規模な屋上緑化が池袋駅周辺に分布しています。

1974 年から 1997 年にかけては緑被全体が減少傾向にありましたが、2004 年以降は開発時の緑化指導による緑地整備などにより増加傾向に転じており、緑被率についても過去 10 年間は概ね横ばいの傾向にあります。また、公園面積についても横ばいの状況が続いています。

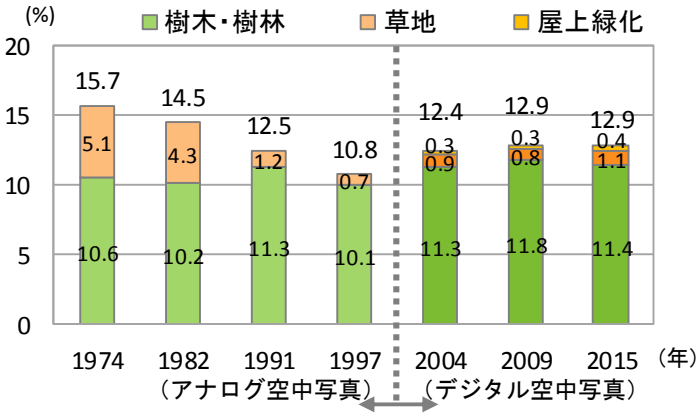

注）1997 年の調査までは 10 ㎡以上の緑被を調査対象としていたが、2004 年からは 1 ㎡以上を対象としているので、データ比較には留意が必要。

出典）「豊島区みどりの基本計画」（2016 年）より作成

図 7　項目別緑被率の推移

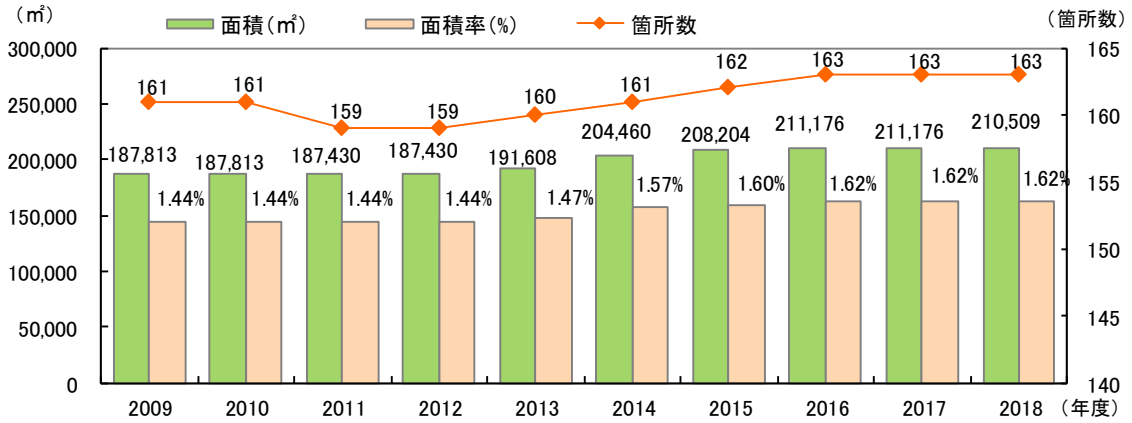

注）面積率：区面積に対する公園等の面積の割合

出典）「豊島区公園・児童遊園・仮児童遊園現況一覧」

図 8　公園等の整備状況（児童遊園、仮児童遊園、庭園含む）

2）生きものの生息状況

2015 年度と 2016 年度に実施した生態調査では、染井霊園や谷端川南緑道などで、国や東京都のレッドリスト掲載種を含め、多数の生きものが確認されており、都市化が進んだ区内においても、生物の貴重な生息空間が残されています。

課題

公園や街路樹の整備・保全など、人びとの生活にやすらぎや潤いをもたらすみどり空間を創出するとともに、公共施設及び民有施設において、建物の屋上・壁面・敷地内など、都市形態に合わせたみどりと水の創出を図ることが必要です。あわせて、生物多様性の確保に配慮した質の高いみどりを創出し、人と自然の共生を図ることが大切です。

創出したみどり空間を適切に維持していくため、区民・団体・事業者・区が連携・協力して、みどり空間の維持管理を担っていくことが必要です。

（3）資源循環

1）ごみ収集量

2017 年度に区が収集したごみ量は 56,631t、区民 1 人 1 日あたりのごみ量は 541g となっており、ごみの収集量は総量、一人あたり収集量ともに減少傾向にあります。

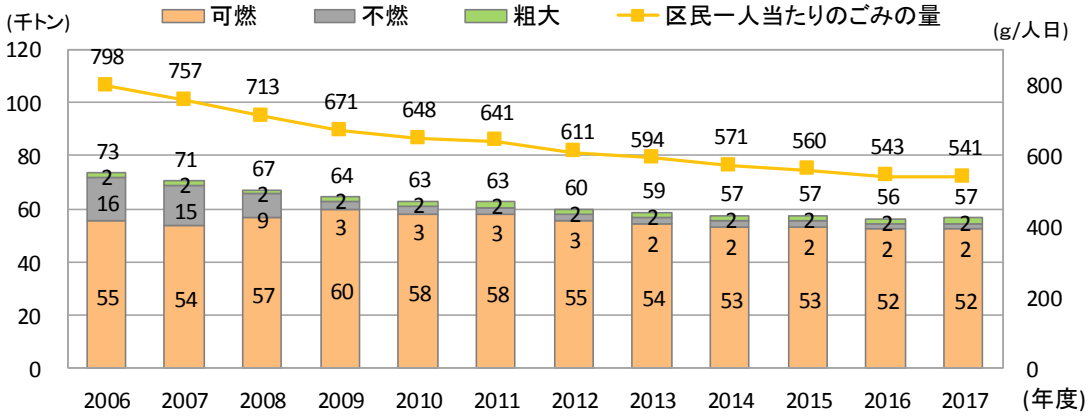

注）1.「一人一日あたりのごみ量」は「ごみ（区収集）」を「人口」・「年間日数」で除した値
　2.「人口」は、豊島区「豊島の統計」における人口（住民基本台帳）を参照
　（※2006～2008 年度は 1 月 1 日現在、2009～2017 年度は 10 月 1 日現在。外国人登録者を含む。）

出典）「豊島区環境年次報告書」より作成

図 9　豊島区におけるごみ量の推移

2）資源回収量

区では、びん・かん・ペットボトル類や紙・布類等の資源を回収しています。2017 年度に区が回収した資源回収量は 14,090t で、近年は減少傾向を示しています。

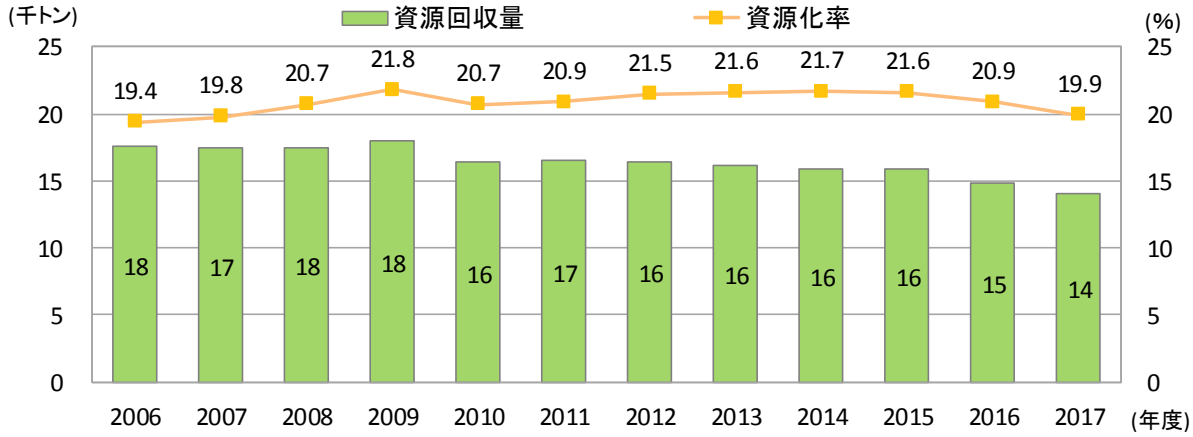

出典）2006～2012 年度：「第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画」より作成
　　2013～2017 年度：「豊島区環境年次報告書」より作成

図 10　豊島区における資源回収量の推移

課題

区内のごみ量は概ね順調に減少傾向を維持していますが、今後も継続して、家庭や事業所におけるごみ減量、再使用、分別・資源回収を定着させていく必要があります。

そのため、食品ロス削減や、高齢化社会、多文化共生に対応した分別方法の周知徹底対策などの課題に取り組むとともに、事業系ごみの減量に向け、区内事業者への排出指導や啓発などにより、排出者による処理責任を徹底していくことが必要です。

（4）快適環境

1）生活環境

大気環境については区内 3 か所で常時監視しており、光化学オキシダントを除いて、近年は全ての測定局で環境基準を達成しています。

自動車騒音の環境基準達成状況については、2017 年度の結果では、昼間の達成率が 99.3%、夜間の達成率が 98.1%と、概ね達成しています。

建設作業に関する騒音・振動や飲食店などに関する騒音・悪臭などの発生は、苦情の原因となっているため、届出や規制基準の遵守などの徹底について、指導や注意喚起を行っていく必要があります。

あわせて、化学物質の適正管理、アスベストの飛散防止など、事業活動による公害の未然防止に努めていく必要があります。

2）環境美化

区では 2011 年 5 月に区内全域「路上喫煙・ポイ捨て禁止」を基本とした「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を定め、路上喫煙・ポイ捨て防止のためのパトロールやキャンペーンを実施し、喫煙ルールとポイ捨て禁止の周知に取り組んでいます。

路上喫煙率は、2014 年度の 0.14%から 2017 年度には 0.07%まで減少し、ごみゼロデー参加人数も 2017 年度には累計 15,452 人を記録するなど、前計画の目標を上回って達成し、取組みの効果が現れていますが、国際アート・カルチャー都市にふさわしい「おもてなし品質」の向上を図るため、さらなる取組みが必要です。

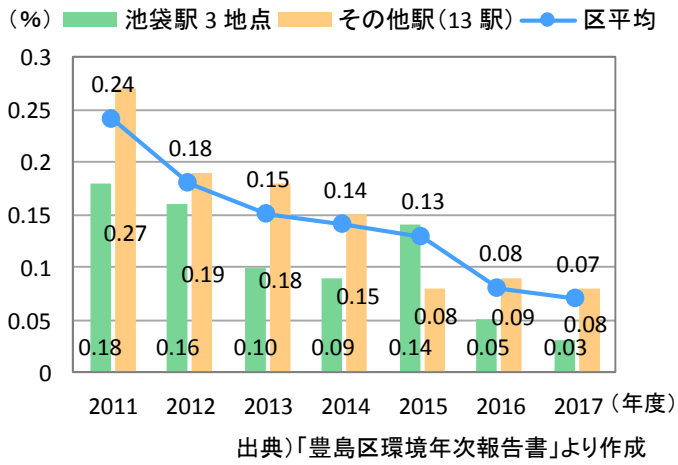

図 11　路上喫煙率の推移

3）害獣等による影響

区内における害獣の問題としては、繁殖期のカラスによる人への攻撃や、ハクビシンが住宅の屋根裏に入り込むなどのケースがあります。区では、これらの被害への対策として、私有地のカラスの巣の撤去や、巣から落下したヒナの回収、ハクビシン捕獲のための箱わな設置に取り組んでいます。2017 年度のカラスに関する相談件数は 57 件、ハクビシンの目撃件数は 107 件、捕獲数は 10 件あり、引き続き対策が必要な状況となっています。

課題

健康、快適、安全・安心を確保するため、自動車等による大気汚染や騒音への対策、事業者が化学物質の適正管理や規制基準等の遵守を徹底することなどにより、良好な生活環境を維持していくことが必要です。

ポイ捨てのないきれいなまちづくりを進めるために、区に集うすべての人がまちの美化を意識し、誰もが過ごしやすい都市空間を確保する対策が必要です。

人の生活への危害等が懸念される害獣に関して、区民への注意喚起や情報提供を適切に行い、被害拡大を防ぐため、迅速な対応を取ることが必要です。

（5）連携・協働

1）環境学習

環境学習については、学校における環境教育を支援するプログラムの提供や、小中学生を対象とした環境とリサイクルに関するポスターコンクールの開催、「としまエコライフフェア」をはじめとする環境イベント、講座などの開催によって、区民や事業者に対する意識啓発を行っています。

また、区の環境情報誌「エコのわ」の発行、環境月間パネル展示など、環境に関する学びの促進と情報の提供に取り組んでいます。

2）学校における環境教育

区が実施した区民アンケート（豊島区の環境に関するアンケート（2017・2018 年度））では、区民が重要と考える区の取り組む環境施策として、「子どもに対する環境教育」が上位にあがっており、将来を担う世代に対する一層の働きかけが求められていることが明らかになりました。

区立小中学校の教育においては、都市型環境教育を推進しており、児童・生徒の地球環境への関心を高めるための授業や各種プログラム、自然体験活動などを積極的に導入しています。

また、小学校から大学までの各学校において、「ごみゼロデー」や緑のカーテンづくりなどの区の環境事業への参加などを行っています。

3）様々な主体による連携・協働

池袋西口駅前広場のモザイカルチャーの維持管理等、区民等との協働による植樹・緑化活動、区内の町会・商店会・学校・事業所などの関係機関との協働による区内の清掃や環境美化活動など、様々な形態で協働による環境保全の取組みを行っています。

また、地球温暖化対策、環境美化、資源循環などの各分野において、顕著な功績があった個人や団体に感謝状の贈呈を行い、取組み意欲の維持向上に努めています。

一方で、公園やビオトープなどのみどり空間を適切に維持していくために、地域住民や事業者などとの連携による地域での取組みが必要とされているなど、様々な環境活動を担う人材の育成や、区内の事業者・団体等、様々な主体との連携・協力体制の強化が求められています。

池袋西口駅前広場のモザイカルチャー

課題

子どもをはじめ各世代に向けた環境教育のあり方を検討する必要があります。

環境に関する学びや体験の機会の充実、環境情報の効果的な発信により、環境に関する理解や意識の向上を図っていくことが必要です。

「脱炭素化」「自然共生」「資源循環」「快適環境」などの各分野において、地域の環境活動を推進する人材育成と活躍の場の提供により、区内の環境活動を拡大していく必要があります。

環境活動への参加の仕組みの構築などにより、区民、事業者、団体、行政など、区に集う様々な主体による連携・協働をより一層推進することが必要です。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

豊島区環境基本計画は、「豊島区環境基本条例」第 9 条に基づき、区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、以下の事項を定めます。

①環境の保全に関する目標
②環境の保全に関する施策の方向
③環境の保全に関する施策の推進方法
④環境の保全に関する配慮の指針
⑤上記のほか、環境の保全に関する重要事項

2. 計画の位置づけ

「豊島区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、「豊島区基本構想」、「豊島区基本計画」を環境面で支えます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」及び、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）に基づく「環境教育等行動計画」を包含します。

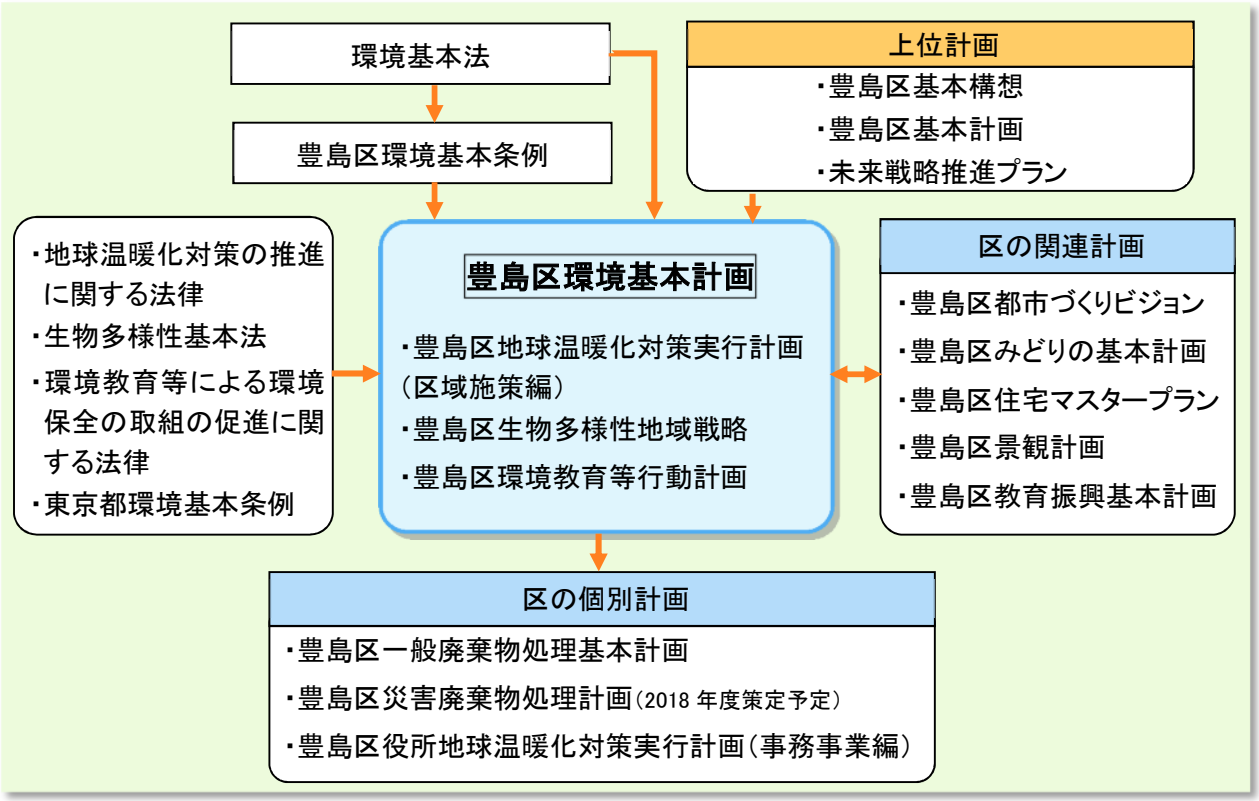

図 12　豊島区環境基本計画の位置づけ

3. 計画期間

2019 年度から 2030 年度

※計画期間の中間年度を目途に、時勢の変化等をふまえて計画の見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

「豊島区環境基本条例」第 4 条に示される範囲を基本とし、次のように設定します。

- ❖ 地球温暖化の防止
- ❖ 生物多様性の保全
- ❖ 廃棄物・リサイクル対策
- ❖ 公害対策・環境美化
- ❖ 環境教育・環境学習

5. 推進主体

区の環境は地球全体の環境と深く関わっているため、各主体が環境への意識や責任感を持ち、地域の環境保全のために行動することが必要です。そのため、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たすことに加え、各主体が連携・協働して取組みを推進していきます。

また、世界中から訪れる人々が活発に行き交う区の特性を考慮し、区民・事業者・区、区に集うすべての人などの、「みんな」による取組みの推進が必要です。そこで、「みんな」に対して環境配慮を促し、パートナーシップによって良好な環境を守り育てていくことにより、本計画の目標達成を目指します。

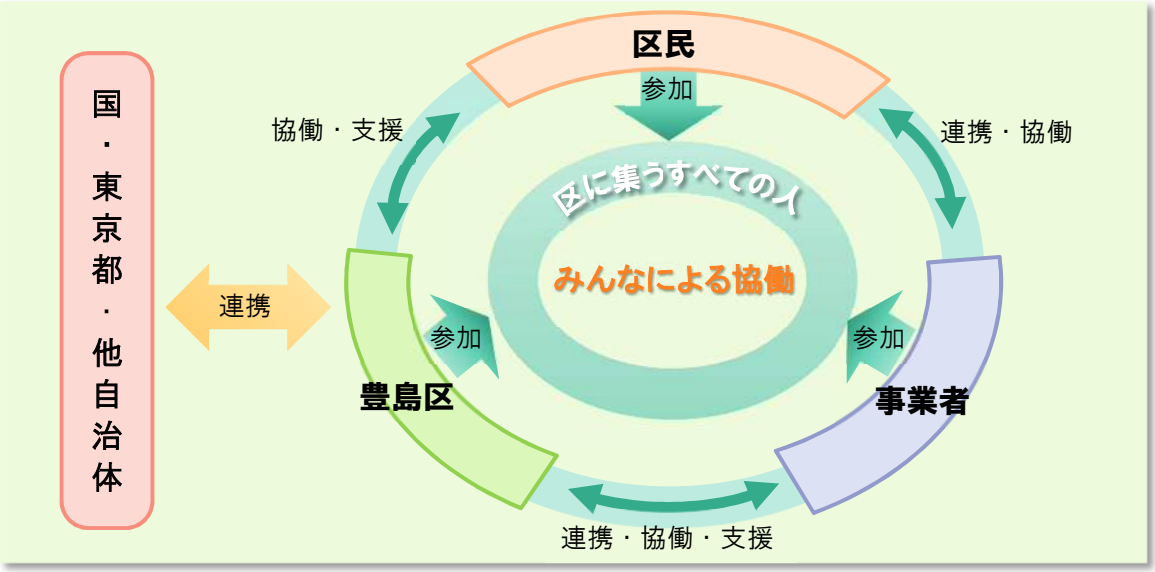

図 13　推進体制図

第3章 目指すべき環境都市像と基本目標

1. 目指すべき環境都市像

環境都市像は、様々な主体の協働によって、都市の営みを支え、人々のくらしに豊かさやうるおいを与えてくれる、持続可能な環境が将来にわたって維持されていく姿を表現するものです。

本計画では、2030 年度までに実現を目指す新たな環境都市像を掲げます。

目指すべき環境都市像

みんなが主役 文化とともに発展するエコシティ としま

豊島区は、区政の最上位計画にあたる「豊島区基本計画」における、目指す都市像として「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、区を象徴する豊かな文化的側面に着目した持続発展都市づくりに取り組んでいます。この中で、環境政策は文化政策等とともに、成長戦略（価値あるまちづくりの進展を促す都市づくりのエンジン）として位置づけられています。

⇒　環境と文化の取組みとの間に生まれる相乗効果（⇒21 ページ参照）を念頭に、「文化とともに高め合う環境都市」を目指します。

区の環境施策に関する国際的背景はますます拡大しており、地球規模での気候変動対策や SDGs 等について、国際社会の一員として対応を進める必要があります。こうした中、区は 2019 年「東アジア文化都市」の国内都市に選定されたことで、今後、世界との交流の機会が一層拡大します。

⇒　「国際的な課題にチャレンジする環境都市（＝エコシティ）」を目指します。

安心して暮らせる豊かでうるおいのある地域環境の形成においては、区の取組みだけでなく、区民や事業者など区に集うすべての人（＝みんな）による主体的な参画と協働が基本となります。

⇒　「みんなが主役の住みたくなる、訪れたくなる環境都市」を目指します。

環境と文化

豊島区は、国際アート・カルチャー都市として、伝統から最先端、ハイカルチャーからサブカルチャーまで、芸術・文化の多様性を区独自の文化資源として活かし、世界中の人にとって魅力あるまちの創造を進めています。

＜環境と文化の関係＞

- 国際アート・カルチャー都市としてのまちづくりと同時に、みどり豊かな公共施設や公共空間を整備し、再生可能エネルギーの利用を進めるなど、人と環境にやさしいまちをつくることで都市の価値やイメージが向上し、環境と文化が相互に高め合う持続可能なまちの形成が促進され、相乗効果も期待されます。

- 環境と文化がお互いを原動力として発展していくまちにおいては、多様な文化的バックグラウンドを持つ区民、世界中からの来訪者など、様々な主体が安全・安心・快適に過ごしながら、文化・芸術活動に参加し楽しむことができる、良好な環境が形成され、そこで活動する人々の活力のもととなります。

- 環境に配慮したまちで活動する人々の間では、ものや自然、生きものなどを大切にする精神が育まれ、外国人居住者や来訪者などにも、環境を大切にするこころが区の文化の１つとして広がっていくことが期待できます。また、例えばマンガによる区の環境情報発信など、文化活動が良好な環境づくりに貢献していくといった効果も期待できます。

このように、国際アート・カルチャー都市としての魅力や活力の創造と環境に配慮したまちづくりを同時に進めていくことで、環境と文化が互いを向上させ、豊かでうるおいがあり、魅力と活力にあふれる、「みんなが主役　文化とともに発展するエコシティ　としま」の実現へとつながっていきます。

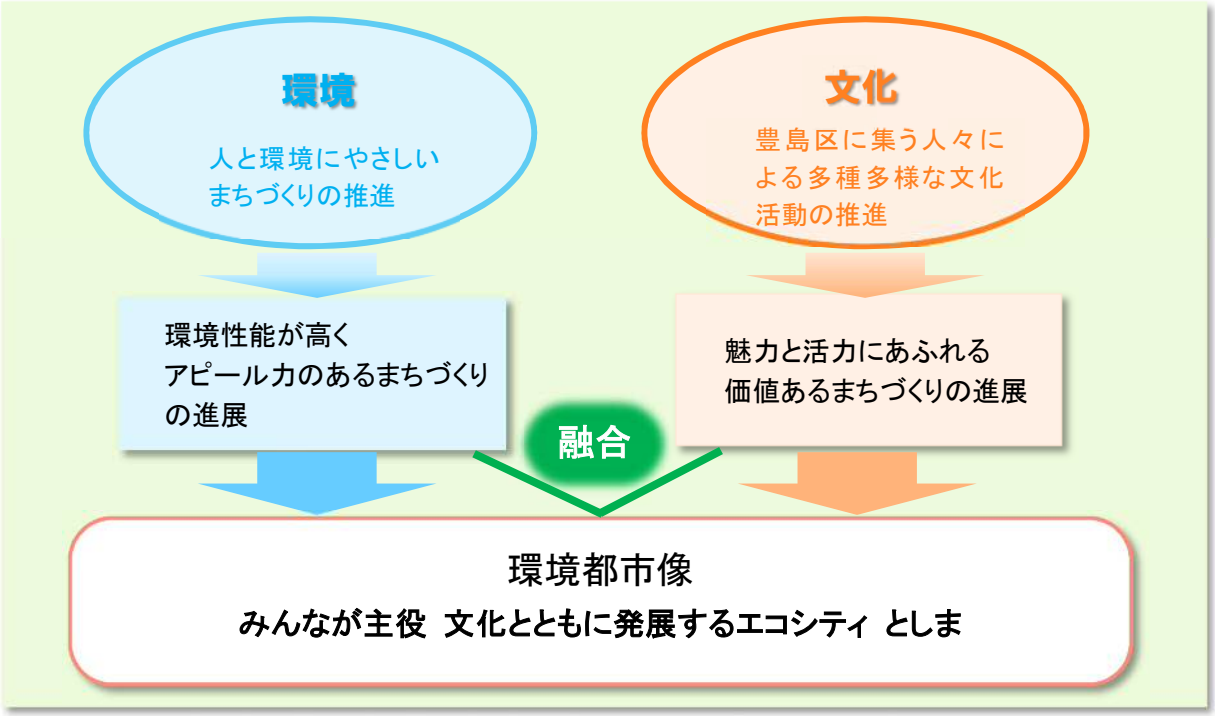

2. 基本目標

環境都市像を実現していくための柱として、環境分野別の 4 つの基本目標（Ⅰ脱炭素化、Ⅱ自然共生、Ⅲ資源循環、Ⅳ快適環境）と分野横断の柱（連携・協働）を加えた計 5 つの柱を掲げます。

柱	基本目標
基本目標Ⅰ	気候変動に対応し、脱炭素化に向けた取組みを進めるまち
基本目標Ⅱ	みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち
基本目標Ⅲ	ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち
基本目標Ⅳ	すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち
連携・協働	持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

- 各基本目標の目指す姿の具現化に向けて取り組むことにより、環境都市像を実現し、同時に区が目指す都市像（国際アート・カルチャー都市）の実現に環境の側面から寄与するものとします。
- 豊島区の環境施策は、SDGs の目標との整合を取りながら展開するものとし、区の環境都市像の実現によって、SDGs の環境に関連するターゲットの達成に貢献し、世界における環境課題の改善に寄与していくことを原則とします。

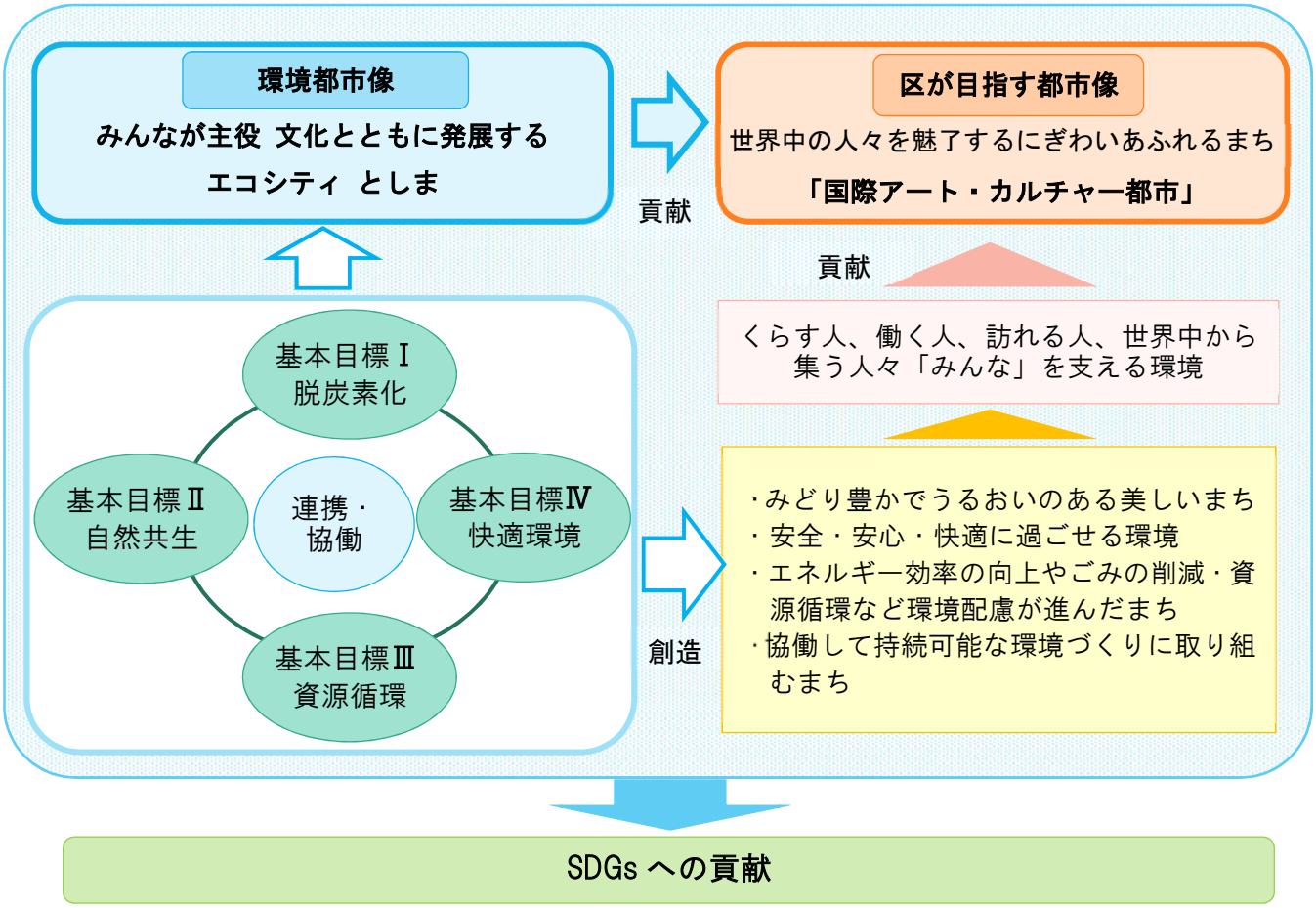

基本目標Ⅰ　気候変動に対応し、脱炭素化に向けた取組みを進めるまち

目指す姿

区民や事業者が日常における身近な省エネ対策や環境配慮型設備の導入に取り組み、生活や事業活動の低炭素化が進んでいます。

再生可能エネルギーのさらなる導入、交通システムの低炭素化、環境性能の高い建築物の積極的な導入、エネルギーの面的利用などの促進によってまち全体のエネルギー効率が高まり、脱炭素社会へ近づいています。先進的なエネルギー技術がまちに溢れることで、まちのイメージ向上につながっています。

暑熱環境対策や極端な気象現象による都市型水害等の災害への対策など、気候変動による影響への対応と災害リスクの削減や早期回復のための備えが進んだまちが形成されています。

基本目標Ⅱ　みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

目指す姿

学校などのビオトープや、生態系に配慮した公園づくりなどにより、生物多様性の保全に取り組んでいます。

公園や公共施設などにおけるみどりの保全と育成や、民有地についてのみどりの条例等に基づく指導を行うとともに、保護樹木・樹林の指定や緑化に対する助成等の支援、緑化を推進することにより、人と自然の共生が進んでいます。

みどりや生きものに囲まれた自然豊かな環境が形成されることで、豊島区にくらし、働き、集う人々が身近な自然から四季を感じることができ、都市の営みにゆとりやうるおい、文化的な価値が生まれています。

基本目標Ⅲ　ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

目指す姿

豊島区でくらし、働き、国内外から集う様々な文化的背景を持つすべての人が主体的にごみの減量に取り組むとともに、区民・事業者・区の連携によるリデュース・リユースの仕組みづくりなどにより、発生抑制と再使用が優先的に進められています。

資源とごみの分別が徹底されるとともに、資源を無駄なく循環する質の高いリサイクルの仕組みが構築され、排出されたごみは安定的に適正に処理されています。

捨てることをもったいないと思うこころ、ものを大切にするこころを、区にくらし、働き、集う人々が共有し、循環型のくらしが区の文化として定着しています。

基本目標Ⅳ　すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち

目指す姿

人口密度が高く交流人口の多い都市に特有の大気汚染・騒音・振動・悪臭などの公害が防止され、良好な生活環境が確保されています。また、ポイ捨てなどのマナーの改善が図られまちの美化が進んでいます。

良好で美しい生活環境基盤が形成されることで、豊島区にくらし、働き、国内外から集う人々が快適で健やかなくらしをおくり、文化・芸術に満ちたまちの風格が育まれています。

連携・協働　持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

目指す姿

一人ひとりが環境の課題を自らの課題として捉え、自分にできることを考えて行動できるようにするための環境教育・環境学習が定着しています。

地域における持続可能な環境づくりを担う人が育ち、活躍しています。

様々な主体が連携して環境活動に取り組むための基盤が構築され、区民、事業者、民間団体、行政などが相互に連携して環境活動や環境に配慮したまちづくりへ参画する手段や機会の幅が広がっています。

区内における環境への理解や思いやりの行動そのものが、区が誇る豊かな文化の一つとして定着し、持続可能な環境づくりを担う人の輪が広がり続けています。

第4章 施策と取組み

目指すべき環境都市像

みんなが主役　文化とともに発展するエコシティ　としま

目標	施策の方向	主に関連するSDGsの目標
基本目標Ⅰ：脱炭素化 気候変動に対応し、脱炭素化に向けた取組みを進めるまち 〈包含する分野別計画〉 豊島区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	Ⅰ-1 再生可能エネルギー・新エネルギーの普及を拡大する	7 13
	Ⅰ-2 家庭における環境配慮行動を促進する	7 13
	Ⅰ-3 事業所における環境配慮行動を促進する	7 9 13
	Ⅰ-4 区役所における環境配慮行動を促進する	7 12 13
	Ⅰ-5 低炭素なまちをつくる	7 11 13 15 17
	Ⅰ-6 気候変動に適応するまちをつくる	9 11 13
基本目標Ⅱ：自然共生 みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち 〈包含する分野別計画〉 豊島区生物多様性地域戦略	Ⅱ-1 生物多様性を保全する	11 15 17
	Ⅱ-2 みどりを保全・創出する	11 15
	Ⅱ-3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる	11 15 17
基本目標Ⅲ：資源循環 ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち	Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する	8 10 12 13 17
	Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する	8 12 17
	Ⅲ-3 安定的で適正なごみ処理を推進する	11 12 13 17
基本目標Ⅳ：快適環境 すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち	Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する	3 6 11 12
	Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する	6 11 17
【連携・協働】 持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち 〈包含する分野別計画〉 豊島区環境教育等行動計画	連-1 環境教育を促進する	4 10 12 13
	連-2 環境人材を育成し、活動の場を広げる	4 12 13 17
	連-3 連携・協働の仕組みをつくる	7 11 12 13 15 17

注）現時点で各分野が最も貢献すると想定されるSDGsのアイコンを表示している。SDGsの説明は6～7ページを参照。

施策	取組指標	成果指標
★ ①再生可能エネルギー設備の導入支援 ★ ②区有施設における再生可能エネルギー設備の導入 ③再生可能エネルギー・新エネルギー等に関する普及啓発	●区有施設の太陽光発電設置済数	●区内の温室効果ガス排出量 ●区内の太陽光発電設置容量 ●区内の太陽光発電設置件数 ●豊島区役所のCO2排出量（事務事業）
①環境配慮・省エネ対策への支援 ②環境配慮・省エネ対策の普及啓発	●家庭への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数	
①環境配慮・省エネ対策への支援 ②環境配慮・省エネ対策の普及啓発	●事業者への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数	
①職員の意識・行動改革 ②区有施設等の低炭素化 ③環境配慮型事業活動の推進	●エコアクション 21 認定施設数 ●LED等高効率照明改修済施設数	
①公共交通環境の整備・改善 ②自転車交通環境の整備・運営 ③建築物の環境配慮 ★ ④低炭素まちづくりの推進	●電気バスの導入 ●駐輪場の整備済台数 ●LED化された街路灯 ●としま低炭素モデル地区基準を満たす地区	
①暑熱環境対策 ②災害等への備え	●遮熱性舗装の整備済面積 ●気候変動（温暖化対策）に係る講座実施回数 ●雨水流出抑制対策済量	
①自然環境や生物に関する調査・把握 ★ ②自然環境の保全と創出 ③生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 ④危険な外来種の情報提供	●エコミューゼを活用したイベント・講座数 ●学校・区立公園のビオトープ数	●生きもの調査に参加する区民の数 ●緑被率 ●緑視率が25％以上の箇所の割合 ●みどりのボランティア団体数
①都市空間の緑化推進 ★ ②公共空間のみどりの保全・再生・創出 ③身近なみどりの育成 ④緑のネットワーク化	●公園の整備面積（整備済面積） ●緑化基準を満たす施設数 ●街路樹の設置割合（設置済割合）	
★ ①地域が参加するみどりのまちづくり ②地域の人に親しまれる環境の創出・保全	●地域が管理する公園・ビオトープの数	
★ ①食品ロスの削減 ②リデュース・リユース施策の継続的な展開 ③ごみ減量についての効果的な周知 ④区民ひろば等の地域拠点の活用 ⑤事業者との連携によるリデュース・リユースの推進 ⑥連携の場の創出とリーダー育成	●食品ロスに関する啓発講座の実施回数 ●リユース食器を使用するイベント回数 ●ごみ減量に関する出前講座の実施回数	●一人一日あたり区収集ごみ量 ●資源化率 ●事業系ごみ（持込ごみ）の排出量
①わかりやすく効果の高い分別の検討 ②事業者の自主的取り組みとの協働 ③事業系ごみのリサイクルの促進 ④集団回収の積極的活用 ⑤新たなリサイクルの拡充	●町会・清掃担当者との意見交換会、リサイクル・清掃関係施設見学会の開催回数	
①適正分別・適正排出の徹底 ②有害物質等の適正処理 ★ ③事業者の民間収集移行促進 ★ ④災害廃棄物についての対策	●事業系ごみの民間収集移行事業者数	
①公害対策 ★ ②化学物質の適正管理	●環境調査に関する情報発信回数 ●化学物質の適正管理に関する指導	●大気汚染物質の環境基準達成状況 ●路上喫煙率 ●ごみゼロデー参加人数 ●「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、 肯定的な回答をする区民の割合
★ ①路上喫煙・ポイ捨て防止対策 ★ ②清掃・美化活動の推進 ③害獣等による被害対策	●路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンの開催回数 ●路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの時間数 ●路上喫煙・ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数	
★ ①環境教育・環境学習の推進 ②環境情報の効果的な発信	●多様な人に向けた環境に関する啓発講座等の参加者数 ●環境教育支援プログラムの参加校	●みんなで（地域や事業者等と連携して）環境保全に取り組んでいる、または取り組みたいと考える区民の割合
★ ①環境活動を率いる人材育成 ②環境活動の拡大	●環境リーダーの数 ●家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰数	
★ ①協働による環境活動の推進 ②事業者・行政の連携強化 ③行政間連携による環境配慮	●企業等の自主的な環境美化活動（としまクリーンサポーター登録団体数）	

★：重点施策（28ページ参照）　：区民が選んだ重点施策（29ページ参照）

重点施策　環境都市像の実現に向けた重点施策

（1）重点施策の位置づけ

本計画に位置づける 4 つの基本目標及び「連携・協働」の柱に沿った施策の中には、区の現状や社会動向などをふまえて特に重視すべきもの、計画の取組み全体の底上げを図るうえで重点的に取り組むべきものがあります。

そこで、区が目指す環境都市像を実現するために、全庁的な推進体制のもとで優先的に取り組むべき主要な施策を重点施策として位置づけました。

重点施策は、4 つの基本目標及び「連携・協働」ごとに定め、計画的に実施するとともに、点検・評価によって取組成果の確実な積み重ねを図ります。

（2）重点施策選定の視点

重点施策は、区が主導することで取組みの進捗管理ができ、本計画の期間内に目的の達成と成果の可視化が可能と考えられる施策の中から、以下の視点をふまえ選定します。

◆　各基本目標の牽引役となる

計画の 4 つの基本目標及び「連携・協働」の実現に向けた取組みを牽引することで、本計画の着実な推進につながるもの

◆　区特有の環境課題の解決に大きく貢献する

高密都市や国際化など、区の特性に起因する環境課題の解決を具体的に進めていくもの

◆　様々な主体による取組みと連携・協働を促す

区民や事業者等の関連各主体による主体的な取組みと連携・協働を促進し、計画の取組み全体の底上げを図っていくもの

◆　中長期的な取組みを展開する

計画期間にとらわれず、将来にわたって良好な環境の維持・保全に貢献するもの

◆　SDGs への貢献

SDGs が掲げる環境に関連するターゲットの実現に貢献するもの

（3）リーディングプロジェクト

重点施策の中で優先的に取り組んでいく具体的な事業をリーディングプロジェクトに選定します。

（4）重点施策

重点とする施策は以下のとおり選定しました。

基本目標Ⅰ 43 ページ	**気候変動に対応し、脱炭素化に向けた取組みを進めるまち** **～目に見える対策で低炭素を先導する～** 温室効果ガスを削減するための、具体的でわかりやすい対策として、区民に対する再生可能エネルギー設備の導入支援、区有施設における積極的な設備導入、事業者と連携した低炭素まちづくりに取り組みます。
基本目標Ⅱ 59 ページ	**みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち** **～みどりの保全・創出をみんなで支える～** 都市におけるみどり空間の創出と生きものの生息空間の保全により、人と自然の共生を図っていくため、公園など都市のみどりづくりにおける生態系への配慮、公共空間の緑の保全と創出、地域住民などとの協働によるみどり空間の管理に取り組みます。
基本目標Ⅲ 68 ページ	**ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち** **～ごみ減量対策を見つめ直し、非常時への備えを進める～** ごみの減量と資源の有効な利用を促進し、災害などの非常時におけるごみ処理への備えを進めるため、食品ロスの削減、事業者による適正な排出と災害廃棄物処理体制の構築に取り組みます。
基本目標Ⅳ 76 ページ	**すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち** **～安全で美しくきれいなまちをつくる～** 安全・安心で住みやすく過ごしやすい環境を維持していくため、事業者による化学物質の適正管理、路上喫煙やポイ捨てなどへの対策とマナー改善、まちの清掃や美化活動に取り組みます。
連携・協働 91 ページ	**持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち** **～エコ人材とエコ活動をつなぐ～** 区に集うすべての人が環境に配慮した行動を心がけ、相互に連携して良好な環境を守り育てていくための学び、人づくり、連携・協働の体制づくりに取り組みます。

区民が選んだ重点施策

2018 年 7 月に開催したとしまエコライフフェアにおいて、「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画 2019～2030」と題して、来場者が区に期待する環境施策や、自ら取り組みたい、参加したいと思う環境施策への投票を呼びかけました。

投票の結果、得票数が多かった施策には、「区民が選んだマーク」を表示しています。

※区民：2018 年 7 月に開催した「としまエコライフフェア」来場者のこと。

基本目標Ⅰ　気候変動に対応し、脱炭素化に向けた取組みを進めるまち

（1）「豊島区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としての位置づけ

本節は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第 19 条第 2 項に基づき、「豊島区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本実行計画」という。）として策定するものであり、2009 年度に策定した内容を改定するものです。

（2）本実行計画の背景・意義

人間の活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の増加によって引き起こされる地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇・雪氷の融解・海面水位の上昇等が観測されており、熱帯・亜熱帯にある島国への高潮による浸水被害や、農業・牧畜への影響による食糧難、生態系への深刻な影響等が予想されています。近年、世界中で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの極端な気象現象が毎年のように観測されており、熱中症等の健康への影響や、農作物への甚大な被害などが報告されています。

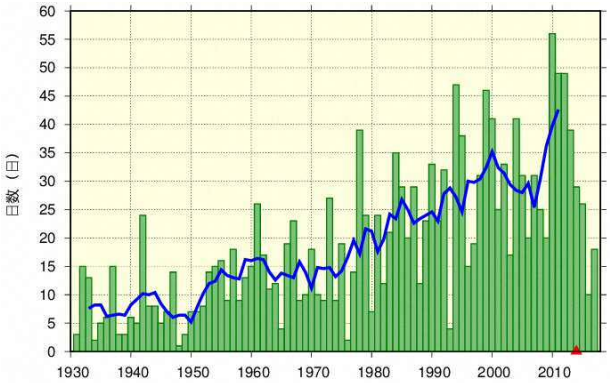

注）緑の棒グラフは毎年の値、青い折れ線は 5 年移動平均
▲は観測所の移転がありデータが均質でない年
出典）気象庁「ヒートアイランド監視報告 2017」

図 14　東京の熱帯夜の日数の推移

このような中、パリ協定では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが掲げられました。また、SDGs においても、気候変動対策が 17 の目標の一つ（目標 13：気候変動に具体的な対策を）として位置づけられています。

国の「地球温暖化対策計画」では、2030 年度に 2013 年度比で、温室効果ガス排出量を 26%削減するという新たな目標が掲げられており、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などにより、地球温暖化対策と経済成長を両立する社会を目指すこととされています。また、東京都では、「東京都環境基本計画」（2016 年 3 月）において、2030 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減、2013 年比で 38%削減するという目標を掲げ、取組みを進めています。（第 1 章参照）

こうした背景をふまえ、豊島区においても、世界、国、東京都の目標達成に資する地球温暖化対策が求められており、これまでの取組みをさらに強化していく必要があります。そして、今後さらなる深刻化が懸念される気候変動による影響への備えについても、対策を進めていくことが必要とされています。

（3）本実行計画の基本的事項

本実行計画は、豊島区の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減のための取組みを総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出削減目標とともに、目標達成のために取り組むべき施策と取組みを示すものです。

計画期間

2019 年度から 2030 年度まで

※基準年度及び目標年度は、国の目標を考慮し、基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度と設定します。

対象とする温室効果ガスの区分

地球温暖化対策推進法が定める７種類のガス（二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3））

（4）温室効果ガス排出量の現況と将来推計

1）温室効果ガス排出量の現況

2015 年度の温室効果ガス総排出量は、約 1,647 千 t-CO_2 で、2005 年度比では 8.6%増加しており、温室効果ガス排出量のうち、90%以上が CO_2 となっています。

2005 年度以降の CO_2 排出量は増減を繰り返しており、近年では 2012 年度をピークに減少傾向となっています。2015 年度の CO_2 排出量は約 1,517 千 t-CO_2 で、2005 年度比では 1.9%増加しています。

2015 年度における部門別 CO_2 排出量の割合は民生業務部門が最も大きく全体の 45.8%を占め、次いで民生家庭部門が 29.4%を占めています。

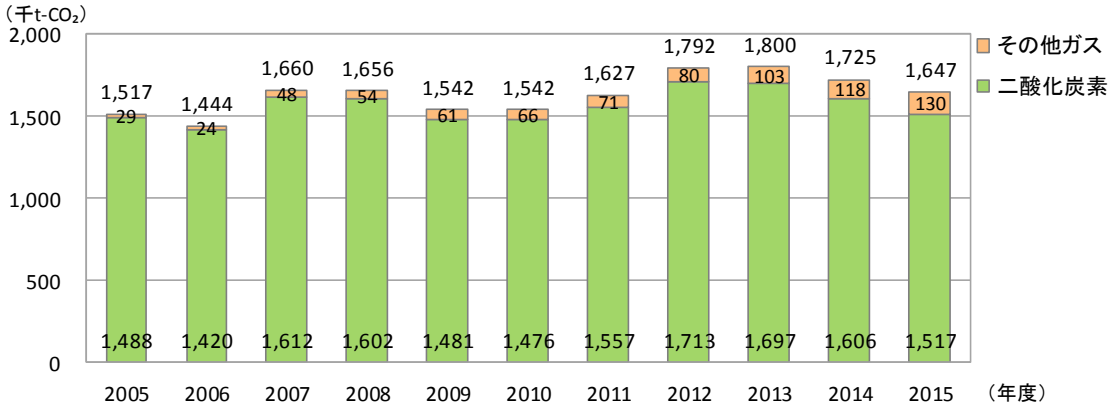

出典）「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

注）電力の二酸化炭素排出係数は各年度変動。

図 15　温室効果ガス排出量の推移[1]

1 「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データにおいて、2015 年度（最新値）の製造品出荷額等の統計値が未更新であったため、2015 年度の温室効果ガス排出量は既存統計（「東京都統計年鑑」）の最新値を用いて「オール東京 62 市区町村共同事業」の推計手法に倣って独自に推計した。そのため、産業部門、業務部門の数値が「オール東京 62 市区町村共同事業」提供の数値と異なっている。

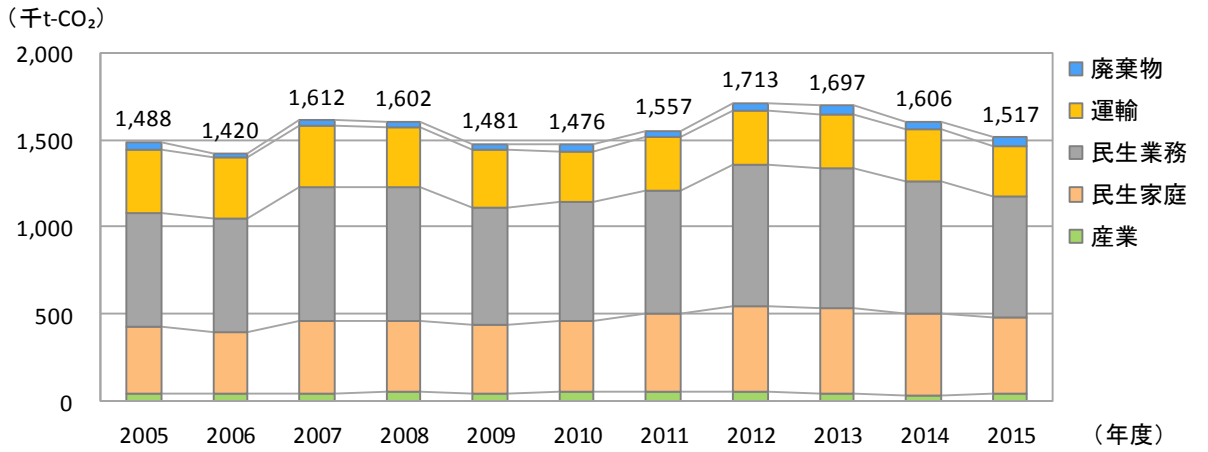

出典）「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

注）電力の二酸化炭素排出係数は各年度変動。

図 16　部門別 CO_2 排出量の推移

2）温室効果ガス排出量の将来推計

2030 年度の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース[2]）は、1,654 千 t-CO_2 で、2013 年度比で 8.1%減少すると推計されます。温室効果ガスの大部分を占める CO_2 排出量は約 1,509 千 t-CO_2 と、2013 年度比で 11.1%減少し、その他ガスは 2030 年度には温室効果ガスの 8.8%を占め、2013 年度比で 40.5%増加すると推計されます。

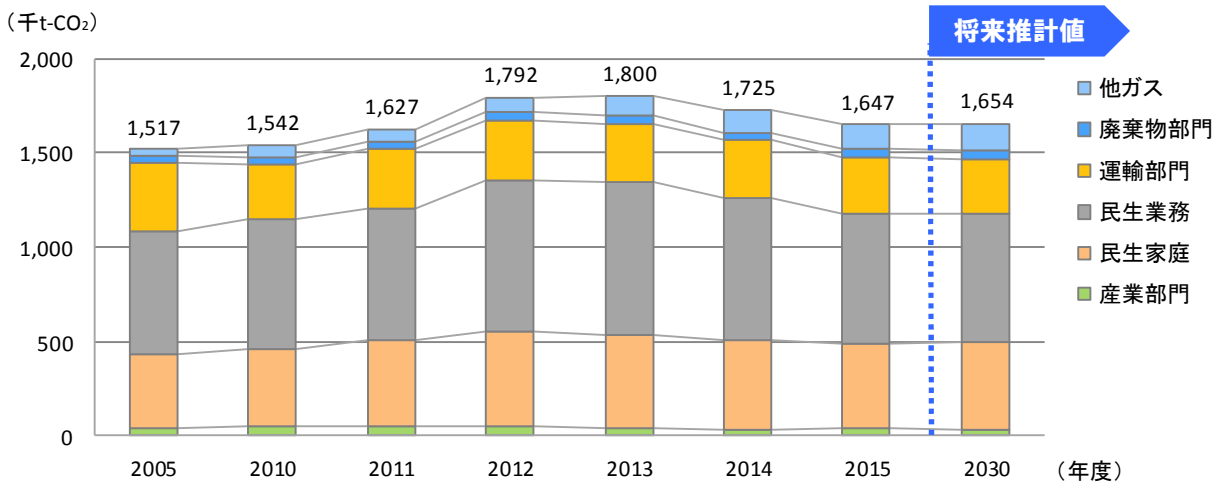

出典）「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

注）2030 年度の電力の二酸化炭素排出係数は 2015 年度に固定。

図 17　温室効果ガス排出量の将来推計結果[3]

2 今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量のこと。

3 「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データにおいて、2015 年度（最新値）の製造品出荷額等の統計値が未更新であったため、2015 年度の温室効果ガス排出量は既存統計（「東京都統計年鑑」）の最新値を用いて「オール東京 62 市区町村共同事業」の推計手法に倣って独自に推計した。そのため、産業部門、業務部門の数値が「オール東京 62 市区町村共同事業」提供の数値と異なっている。

（5）温室効果ガス排出量の削減目標

豊島区では、国や都と連携し地球温暖化対策を推進していくことで、約 39%の温室効果ガス削減の可能性があると推計されました。

そこで、区では削減目標を基準年度比で 39%と定め、国の「地球温暖化対策計画」の取組みに加え、本計画で定める施策を進めることで、温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

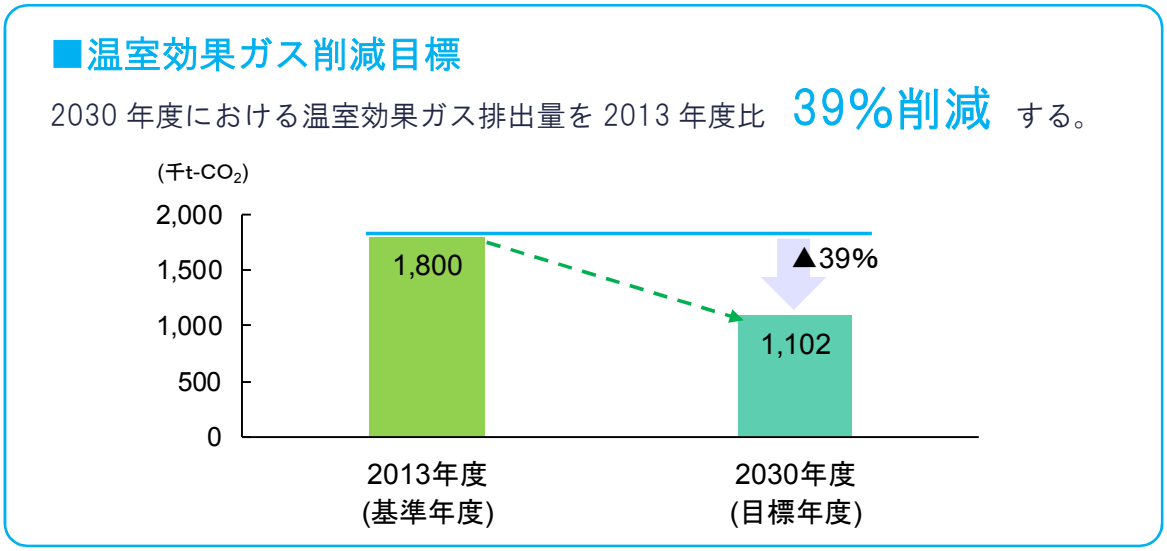

図 18　温室効果ガス排出量の削減目標

表 3　豊島区における部門別温室効果ガス排出量（2030 年度）

部門	2013 年度（基準年度）	2030 年度（目標年度）		
		現状趨勢ケース（2013 年度比増減率）	対策による区内削減量	対策後（2013 年度比増減率）
産業	38.9 千 t	33.0 千 t（▲15%）	▲1.0 千 t	32.0 千 t（▲18%）
家庭	499.1 千 t	463.7 千 t（▲7%）	▲190.4 千 t	273.3 千 t（▲45%）
業務	802.1 千 t	677.6 千 t（▲16%）	▲213.7 千 t	463.8 千 t（▲42%）
運輸	312.8 千 t	291.3 千 t（▲7%）	▲73.2 千 t	218.1 千 t（▲30%）
その他ガス	147.5 千 t	188.7 千 t（+28%）	▲73.7 千 t	115.0 千 t（▲22%）
合計	1,800.4 千 t	1,654.2 千 t（▲8.1%）	▲552.1 千 t	1,102.1 千 t（▲39%）

注）四捨五入により，合計が一致しない場合がある。

111 ページ（資料編）へ

（6）温室効果ガス排出抑制等のための施策

【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1）再生可能エネルギー・新エネルギーの普及を拡大する	①再生可能エネルギー設備の導入支援	★
	②区有施設における再生可能エネルギー設備の導入	★
	③再生可能エネルギー・新エネルギー等に関する普及啓発	
2）家庭における環境配慮行動を促進する	①環境配慮・省エネ対策への支援	
	②環境配慮・省エネ対策の普及啓発	
3）事業所における環境配慮行動を促進する	①環境配慮・省エネ対策への支援	
	②環境配慮・省エネ対策の普及啓発	
4）区役所における環境配慮行動を促進する	①職員の意識・行動改革	
	②区有施設等の低炭素化	
	③環境配慮型事業活動の推進	
5）低炭素なまちをつくる	①公共交通環境の整備・改善	
	②自転車交通環境の整備・運営	
	③建築物の環境配慮	
	④低炭素まちづくりの推進	★
6）気候変動に適応するまちをつくる	①暑熱環境対策	
	②災害等への備え	

【成果指標】

指標	現状値（2017 年度）	目標値（2030 年度）
・ 区内の温室効果ガス排出量（千 t-CO_2）	1,646（2015 年度）	1,102
・ 区内の太陽光発電設置容量（kW）	5,692	12,311
・ 区内の太陽光発電設置件数（件）	1,246	2,695
・ 豊島区役所の CO_2 排出量（事務事業）（t-CO_2）	15,787	10,187

【取組指標】

指標	現状値（2017 年度）	目標値（2030 年度）
・ 区有施設の太陽光発電設置済数（累計）🌸	21	25
・ 家庭への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数（累計）	126	1,800
・ 事業者への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数（累計）	16	160
・ エコアクション 21 認定施設数（累計）	71	73（2023 年度）
・ ＬＥＤ等高効率照明改修済施設数（累計）	7,190	13,334
・ 電気バスの導入（台・累計）🌸	0	10
・ 駐輪場の整備済台数（累計）🌸	12,372	15,000
・ LED 化された街路灯（基数）（累計）🌸	3,246	13,334
・ としま低炭素モデル地区基準を満たす地区（累計）🌸	1	4
・ 遮熱性舗装の整備済面積（㎡）	34,458	45,000
・ 気候変動（温暖化対策）に係る講座実施回数（回/年）（累計）	1	10
・ 雨水流出抑制対策済量（㎥）	50,000	138,000

🌸：重点施策の推進に貢献する取組指標

【モニタリング指標】

・ 建築物に関する認証制度の認証建築物数（件）
・ 建築物省エネ法に基づく受付件数（累計）

各指標の説明は 96 ページへ

各主体の役割（例示）

■区民の役割

日々の生活において

・クール・チョイス（38 ページ参照）を心がける
・省エネルギー行動や環境配慮に努める
・クールビズ・ウォームビズを実施する
・打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする
・熱中症を予防するため、適切に空調を使用する

外出する時

・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
・アイドリングストップ等、エコドライブに努める

買い替え・建て替えのときなど

・省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調・照明器具、家電製品等を選択する
・太陽光発電システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギーを導入する
・HEMS、家庭用燃料電池、蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う
・電気自動車やハイブリッド自動車等、環境負荷の少ない自動車を選択する

■事業者の役割

日々の業務において

・打ち水の実施や緑のカーテンの育成等、身近な暑さ対策を行う
・冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施する
・効率の良い配送や運送に努める
・エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める
・環境マネジメントシステムの取得と適切な運用に努める

移動する時

・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
・アイドリングストップ等、エコドライブに努める
・環境負荷の少ない自動車を利用する

買い替え・建て替えのときなど

・オフィス機器は、省エネタイプのものを導入する
・高効率な空調設備、照明機器などを導入し、設備機器を適切に維持管理する
・再生可能エネルギーを積極的に導入する
・BEMS（ビルエネルギー管理システム）を導入する
・低炭素なエネルギーシステムの利用を検討する（地域冷暖房、面的エネルギーの導入等）
・環境負荷の少ない自動車を選択する

Ⅰ-1　再生可能エネルギー･新エネルギーの普及を拡大する

再生可能エネルギーを積極的に活用することで、温室効果ガス排出量の削減につながり、環境に与える影響を軽減することができます。

そのため、再生可能エネルギーなど、環境負荷の少ないエネルギーの普及と活用に取り組みます。また、エネルギーを取り巻く環境は日々変化しているため、水素エネルギー等の新しい技術や、再生可能エネルギーの導入支援制度等について、普及啓発を行います。

施策

①　再生可能エネルギー設備の導入支援　重点施策

住宅に設置される太陽光発電システムや、太陽熱温水器等の再生可能エネルギー機器の設置費用を補助し、導入を支援します。

②　区有施設における再生可能エネルギー設備の導入　重点施策

新築、改築、改修を行う学校や公共施設への太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、既存施設への導入検討を行い、具体化を図っていきます。また、施設の特性･設置条件に合わせた最適な再生可能エネルギーの導入を検討します。

池袋本町小中連携校に設置した太陽光発電システム

③　再生可能エネルギー･新エネルギー等に関する普及啓発

再生可能エネルギーに関する区民の理解を促進し導入へとつなげるため、普及啓発を行います。また、国や東京都が率先して導入を進めている水素エネルギーに関して、イベントやセミナーなどの機会を利用して情報発信を行い、水素エネルギーになじみの少ない区民や事業者への普及啓発を図っていきます。

ミニコラム

ZEB（ネット･ゼロ･エネルギー･ビル）･ZEH（ネット･ゼロ･エネルギー･ハウス）

ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。（出典：資源エネルギー庁ホームページ）

ZEB（ゼブ）とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルのことです。

国の「第５次エネルギー基本計画」（資源エネルギー庁）では、「非住宅建築物については、2020 年までに国を含めた新築公共建築物等で、2030 年までに新築建築物の平均で ZEB を実現することを目指す」、また、「住宅については、2020 年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030 年までに新築住宅の平均で ZEH の実現を目指す」という政策目標を設定しています。

Ⅰ-2　家庭における環境配慮行動を促進する

家庭のエネルギー使用によって排出される温室効果ガスは、区全体の排出量の約 3 割を占めます。しかし、世帯数の増加と世帯人員の減少などの影響もあり、温室効果ガスの排出量が減少しにくい実態があります。

具体的な対策として、各家庭における環境に配慮した設備・機器などの活用を促進するため、住宅用の省エネルギー機器等の導入費用の助成を行います。また、区民一人ひとりが省エネ対策や環境に配慮した行動に取り組むことができるよう、情報提供や啓発を行っていきます。

施策

①　環境配慮・省エネ対策への支援

各家庭において省エネルギーを実行する具体的な方法として、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、住宅用エネルギー管理システム（HEMS）、窓の断熱改修、雨水貯水槽などの設備・機器等の設置に対する助成を行います。また、集合住宅共用部分に対しては、太陽光発電システム及び LED 照明器具の導入費用の一部を助成します。

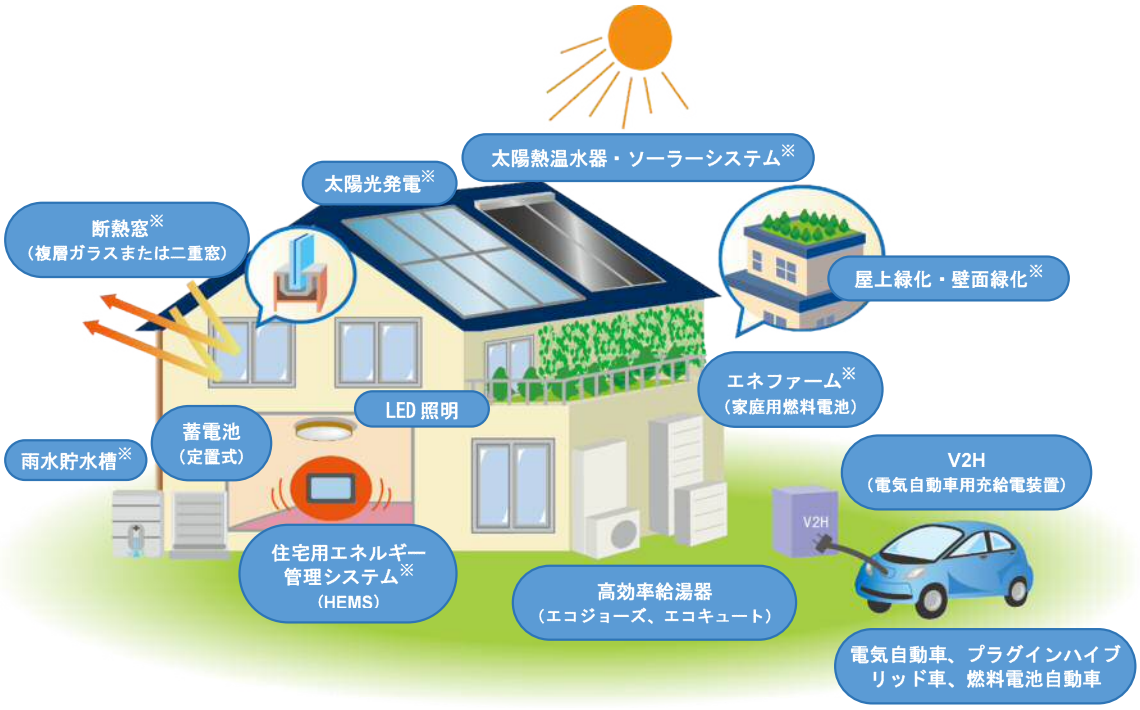

※付きは区の一般住宅に対する助成制度の対象（2018 年度時点）

②　環境配慮・省エネ対策の普及啓発

区では、国全体で省エネ型・低炭素型の生活や行動を推進する「クール・チョイス」に賛同し、区としての取組みを推進していくことを宣言しています。区民の「クール・チョイス」の認知度を高めるため、具体的な取組みを掲載したチラシを作成し、区内施設やイベント等で配布するなど、PR 活動を行い、「クール・チョイス」への賛同を促進しています。

としまエコライフフェア
（クール・チョイスブース）

Ⅰ-3　事業所における環境配慮行動を促進する

オフィスビル等の業務部門のエネルギー使用によって排出される温室効果ガスは、区全体の排出量の約 4 割を占めており、区内事業所とそこで働く人々による、温室効果ガス排出量の削減を促進する必要があります。

そのため、事業所における環境に配慮した経営の促進、省エネルギー型設備・機器等への更新や新規導入に対する助成など、区内の事業者がそれぞれの特性に応じて取り組むことができるよう支援していきます。また、区内事業所の日々の業務における省エネ型の働き方を促すため、情報提供などを進めます。

施策

①　環境配慮･省エネ対策への支援

事業所における環境に配慮した経営に関する認証「エコアクション 21」取得費用の助成を行うとともに、認証取得の契機となるよう、認証制度の周知を行います。また、省エネルギー診断の結果に基づいて既存の設備を省エネ性の高いものに更新する中小規模事業者に対して、設置費用の一部を助成します。区内商店街における省エネ対策としては、装飾灯等の 2 分の 1 以上を LED 街路灯に改修するなど､温室効果ガス削減に取り組んだ商店会等に対して、電灯料の補助率を 80%に引き上げます。

②　環境配慮･省エネ対策の普及啓発

区内事業所に対して、「クール・チョイス」への賛同を呼びかけ、区内で働く人々による小さな｢賢い選択｣の積み重ねを促進するための PR 活動を行っていきます。また、国や東京都、区が実施する省エネ対策の支援制度等の情報を発信するなど、具体的な省エネ対策につながるよう、普及啓発を進めます。

ミニコラム

クール・チョイス

国が掲げる、2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択（クール・チョイス）」を促す国民運動です。

エコ家電や高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するなど、一人ひとりが日常生活の中で賢い選択を積み上げていくことが大切です。

次世代自動車

次世代自動車とは、ガソリン等の化石燃料の使用を大幅に削減、または使用しないため、大気汚染物質の排出が少ない、きわめて環境負荷の少ない自動車です。

その種類は、使用する燃料により呼び方が異なり、燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車などがあります。

国は、2030 年までに、新車の販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とする目標を設定しています。

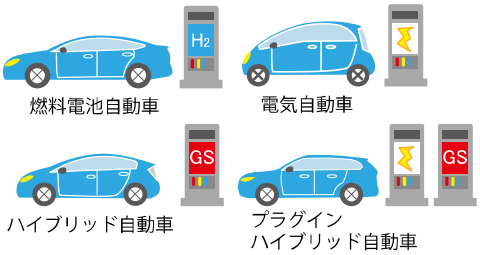

Ⅰ-4　区役所における環境配慮行動を促進する

区は、区民・事業者の取組みを牽引する立場として、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減に率先して取り組む必要があります。そのため、日常業務における環境配慮に取り組みます。

施策

①　職員の意識･行動改革

区内の一事業者として、区が保有する主要施設において、2012 年度より「エコアクション 21」認証取得を進めており、全庁的な推進体制を構築しています。また、「第三次豊島区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、区職員全員で環境配慮行動に取り組み、温室効果ガスの削減に努めていきます。

②　区有施設等の低炭素化

区有施設の照明設備の LED 化、新築施設における雨水利用設備の設置や省エネルギー型の建築資材の利用、老朽化した街路灯の省エネ型街路灯への転換など、環境配慮型設備の導入を進めます。施設管理に関しては、2013 年度から取り組んでいる、施設・設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル（管理標準）」の作成を引き続き進めます。

本庁舎（エコヴェール）

また、今後計画される施設の整備などに合わせて、各種環境認証制度の活用や認定取得について検討を行います。学校施設については、環境への負荷を低減し、緑化や暑熱対策の進んだ施設整備を進めることにより、エコスクール化を推進します。

③　環境配慮型事業活動の推進

コピー用紙など、区が購入する物品のグリーン購入について全庁的な周知と実施を徹底し、庁用車の導入や更新の際には低公害車・低燃費車などの導入を、引き続き推進していきます。また、区が使用する電力については、23 区の清掃工場で発生する焼却熱を利用して発電された電力をはじめ、再生可能エネルギー由来の電力などの環境負荷の少ない電力調達を進めることで、温室効果ガス排出削減を図っていきます。

タブレット端末による庁内会議

そして、タブレット端末、無線 LAN 対応の端末を活用することで、全庁においてペーパーレス会議の推進に取り組むほか、部署ごとの印刷量を見える化し、庁内で共有します。また、環境年次報告書やチラシ作成等で発生する CO_2 のカーボン・オフセットの実施に努めます。

Ⅰ-5　低炭素なまちをつくる

温室効果ガス排出削減は、個人の行動や個別の設備導入だけでなく、交通環境や建築物などを含めたまち全体で進めていく必要があります。

区が進める都市整備の中で、低炭素化につながる公共交通、自転車交通などの環境整備を行い、区内の建築物の環境配慮やエネルギーの有効利用を促進するなど、環境に配慮したまちづくりを進めます。

施策

①　公共交通環境の整備・改善

池袋副都心の再生において、LRT（次世代型路面電車システム）の整備や歩行者優先化など、池袋駅及び周辺の交通環境の改善を進めていきます。2019 年からは、池袋駅周辺を回遊する、来街者や交通弱者にやさしい電気バスを新たな移動システムとして導入し、環境に配慮した交通手段の充実を図ります。導入予定の電気バスは、池袋駅東西も運行することにより、駅周辺の交通環境の向上に寄与します。

豊島区 EV バス

また、2018 年に策定した「池袋地区駐車場整備計画」に基づき「駐車場地域ルール」を策定し、駐車施設の適正な整備や既存の駐車施設の有効活用を図ることにより、交通環境を改善していきます。

②　自転車交通環境の整備・運営

温室効果ガス排出量の少ない交通手段である自転車の利用環境を充実させていきます。駅周辺の需要に見合う駐輪施設の整備、老朽化した施設の改修及び利用しやすい施設の整備を推進します。また、自転車ナビラインの整備など、東京の道路事情に応じた、安全で快適な自転車走行空間の整備を推進します。東京オリンピック・パラリンピックの開催とその先の利用を考慮して、民間事業者を活用し、区境を越えて広域で利用できるシェアサイクルの導入を推進します。

③　建築物の環境配慮

国や東京都の制度と合わせて、建築物の省エネ化・環境配慮を促すような情報提供・支援等を行っていきます。「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定や、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）における建築物エネルギー性能基準への適合義務及び認定制度の届出受付を行い、エネルギー使用の効率性等、CO_2 排出抑制に役立つ建築物を促進していきます。

④ 低炭素まちづくりの推進 重点施策

鉄道駅周辺など、商業・業務などの都市機能が集積しエネルギーを多く消費する場所において、都市開発の機会を捉えて、地域冷暖房やコージェネレーションシステムの導入、未利用エネルギーの活用などを含め、複数の建物間での面的なエネルギー利用を促進します。新たに「としま低炭素モデル地区基準」を設定し、低炭素まちづくりを推進していきます。

44 ページへ

また、交流都市等と連携し、区外における森林整備等によるカーボン・オフセット事業の実施を検討していきます。

93 ページへ

〈低炭素まちづくりイメージ図〉

ミニコラム

環境配慮に関する民間認証制度

建築物の環境認証制度は、建築物の環境性能を評価し、一定の基準を満たすものに認証を与えるものです。省エネルギーや再生可能エネルギーに着目したものなど、民間事業者が様々な環境配慮に関する認証制度を展開しています。

Ⅰ-6　気候変動に適応するまちをつくる

気候変動の影響は、気温上昇による熱中症の発生や台風の大型化等、区民の生活にも影響を及ぼしつつあります。このような気候変動に適応しながら、健康への影響や災害による被害を防ぐための取組みが必要です。

気温上昇やヒートアイランド現象等の影響に伴う夏の暑さを緩和するため、路面温度上昇の抑制やまち中の涼しさの創出に取り組むとともに、都市型災害の防止のための浸水対策や、災害時のエネルギー確保に取り組みます。

施策

①　暑熱環境対策

ヒートアイランド現象を緩和するため、道路の路面温度上昇を抑制する遮熱性舗装、建築物の配置の工夫などとあわせた、涼やかな風を感じることができる「風の通り道」の形成に取り組みます。また、都市開発や公園の再整備と合わせて、屋上・壁面緑化など都市を冷やすクールスポットを創出します。そして、区民に対して、夏の暑さをやわらげる緑のカーテンづくりや打ち水の実施を呼びかけ、イベントや啓発講座等を実施していきます。

打ち水イベントの様子

緑のカーテン（朝日小、南長崎幼稚園）

②　災害等への備え

災害時のエネルギーを確保するため、都市開発の機会を捉えて、複数の敷地や街区単位での建築物の更新を促進し、災害時など、停電が発生した場合にも利用できる、自立・分散型エネルギーシステムの導入を促進します。

災害への備えや被害の軽減策として、大雨や台風などによる被害を防止するため、下水道事業と合わせて雨水の流出量を軽減させるための雨水浸透ますの設置を推進します。また、東京都が進める河川や下水道などの浸水対策事業と連携して、雨水排除能力の向上を図り、集中豪雨などによる都市型水害対策を強化します。

重点施策 【基本目標Ⅰ：気候変動に対応し、脱炭素化に向けた取組みを進めるまち～目に見える対策で低炭素を先導する～】

課題

将来を見据えて区全体で脱炭素化のまちをつくっていくためには、区民にとってわかりやすく、効果的で先導的な対策が必要です。そのため、省エネルギーの普及啓発などとともに、一歩進んだ設備導入による直接的な温室効果ガスの排出削減や、まち全体の低炭素化の推進などが求められます。

これらを効果的に進めていくためには、区民、事業者、行政による再生可能エネルギーの利用を拡大し、地域冷暖房施設やコージェネレーションシステムの導入、未利用エネルギーの活用など、エネルギーを効率的に利用する低炭素まちづくりのための技術や設備の導入を重点的に展開する必要があります。

施策内容

①再生可能エネルギー設備の導入支援　36 ページ
②区有施設における再生可能エネルギー設備の導入　36 ページ
③低炭素まちづくりの推進★　41 ページ

これらの重点施策の推進により、民間事業者等の主体的な取組みとの連携･協働を促進し、環境に配慮したまちづくりの効果的な推進を図っていきます。

★付きはリーディングプロジェクト（重点施策の中で優先的に取り組む事業）の属する施策

関連する主な SDGs の目標とターゲット

7.2　2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 7.3　2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
11.3　2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	
13.3　気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
15.2　2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	

出典）外務省ホームページ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」仮訳より抜粋。
注）重点施策の取組みによる貢献分野に最も近いと思われる SDGs のターゲットを示しています。

リーディングプロジェクト

「としま低炭素モデル地区基準」の設定による低炭素まちづくりの推進

目的

エネルギーを多く消費する商業、業務などの都市機能が集積した区内において、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、個々の建築物の省エネルギー化や環境性能の改善を図っていくことを目的とします。

また、ヒートアイランド現象などの環境への悪影響を防止するため、都市づくりの動向にあわせてエネルギー効率が高く、環境に配慮した低炭素なまちづくりを行っていくことを目的とします。

概要

区では、新たに低炭素モデル地区基準を設定し、区内事業者に対して推進していきます。

◆としま低炭素モデル地区基準（予定）

下記、Ⅰを満たし、Ⅱを２つ以上満たすもの

基準	要件
Ⅰ環境性能 （省エネルギー性能評価）	非住宅：東京都建築物環境計画書制度　段階３※ 住宅：省エネルギー対策　等級４※
Ⅱエネルギーの面的利用	・地域冷暖房 ・コージェネレーションシステム ・再生可能エネルギー

※「東京都建築物環境計画書制度」、「省エネルギー対策等級」については、用語集●ページを参照。

参考：「としま低炭素モデル地区基準」にあてはまる地区：南池袋二丁目Ａ地区（2018 年 11 月時点）

この取組みにより、先進的な環境性能を誇る建築物やエネルギーシステムを区内に集結させ、複数建物間のエネルギーをつなぎ、ICT を活用し、地域全体のエネルギー利用の最適化を目指します。エネルギーの側面に加え、緑化についても都市開発諸制度の活用、壁面緑化や屋上緑化の推進などにより、低炭素まちづくりを推進していきます。

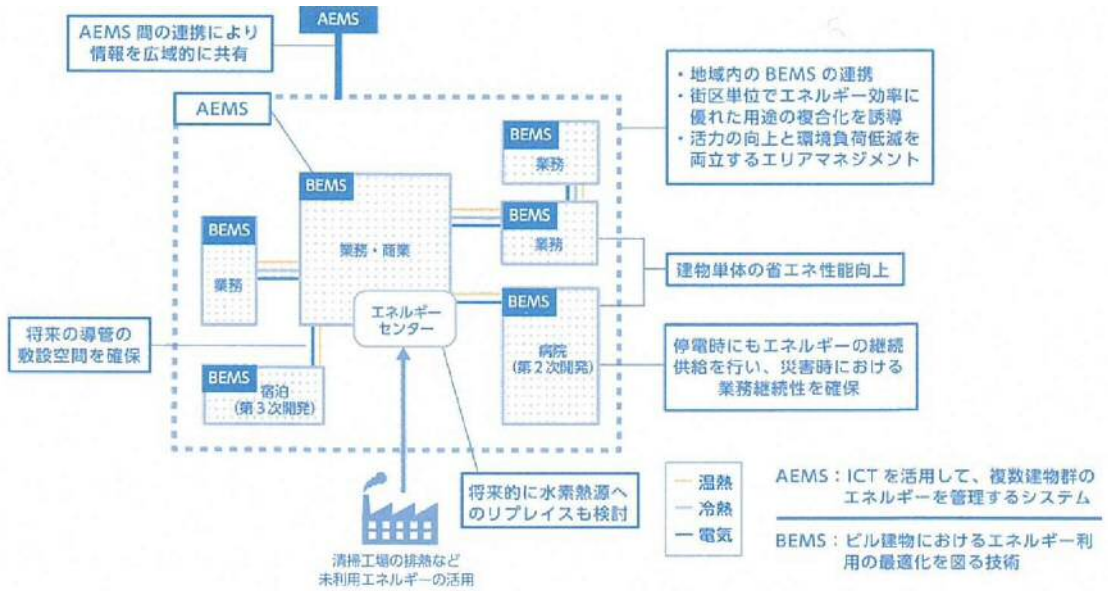

エネルギーの面的利用のイメージ図

出典）東京都「都市づくりのグランドデザイン」（2017 年 9 月）

コラム

気候変動への対応

●1.5℃特別報告書

2018 年 10 月に、気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）による、「パリ協定」の「1.5℃目標」に関する特別報告書が発表されました。報告書では以下のような評価がされています。

・人為活動は、工業化以前の水準よりも約 1℃（可能性の幅は 0.8℃から 1.2℃）温暖化させたと推定される。地球温暖化は、現在の度合いで続けば、2030 年から 2052 年の間に 1.5℃に達する可能性が高い。（注釈）

注釈：現在の地球温暖化の水準は、近年みられる度合いで地球温暖化が進むと仮定して、2017 年を中心とする 30 年平均値とした。

・1.5℃の地球温暖化の場合、2100 年までの海面水位の上昇は、2℃の地球温暖化よりも 0.1m 低いと予測される。

出典）環境省ホームページ「1.5℃特別報告書　政策決定者向け要約（ＳＰＭ）の概要」より抜粋

地球温暖化を 1.5℃に食い止めるためには、エネルギー、土地、都市、インフラのそれぞれで「急速かつ広範な」移行が必要であり、全世界の人為的な正味二酸化炭素排出量は、2030 年までに 2010 年の水準から約 45%減少させ、2050 年頃に「正味ゼロ」を達成する必要があるとされています。

＊ 1.5℃特別報告書：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前の水準から 1.5° C の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス(GHG)排出経路に関する特別報告書。

＊ＩＰＣＣ：国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）により 1988 年に設立された政府間機関。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な見地から包括的な評価を政策決定者等に提供。

出典）環境省ホームページより抜粋

水素エネルギーや未利用エネルギーの活用・推進

●水素エネルギー

水素エネルギーは、石油や天然ガス等の化石燃料、工場から発生した副生ガス、バイオマスで発生したガス、風力・太陽光等の自然エネルギーなど多種多様なエネルギー源から製造できるため、安定した供給が可能です。また、利用段階で二酸化炭素を発生しないので、究極のクリーンエネルギーと言えます。

その水素を利用した家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車が普及することにより、二酸化炭素排出量の削減につながります。

燃料電池自動車の普及のためには、自動車に水素を供給する「水素ステーション」が必要です。ステーションには定置式ステーション、移動式ステーションがあります。

東京都は「東京都環境基本計画」（2016 年 3 月）において、都内の水素ステーションの整備箇所数について「2030 年までに 150 か所」を目標としています。

●未利用エネルギー

未利用エネルギーは、工場の排熱、地下鉄や地下街の冷暖房の排熱、外気との温度差がある河川や下水など、有効利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーのことです。

これらのエネルギーを有効活用することにより、省エネルギー、低炭素まちづくりの推進につながります。

水素ステーション

基本目標Ⅱ　みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

（1）「豊島区生物多様性地域戦略」策定の背景と位置づけ

1）背景

人間の営みは、多様な生物が関わりあう生態系からの恵みに支えられています。日々のくらしに欠かせない食料や水、エネルギーをはじめとして、気候の安定など、様々な恩恵を生物多様性から受けています。また、身近なみどりがもたらす快適性や癒やしも生物多様性による大切な恩恵の一つです。

一方で、生物多様性は人間活動や気候変動などにより急速に失われつつあり、多くの生きものが危機に瀕しています。

そのため、世界共通の喫緊の危機として、生物多様性の保全の必要性が高まっており、中でも、豊島区を含む、世界人口の半数以上を占める都市住民による取組みが重要とされています。

出典）環境省　生物多様性ウェブサイト「生物多様性広報パネル」

図 19　生物多様性の危機のイメージ

2）策定にあたって重視する点

区では、「グリーンとしま」再生プロジェクトを推進し、「学校の森」、「いのちの森」づくりなどの植樹活動や、学校や公園等でのビオトープづくりなど、みどりの保全・創出に取り組んできました。

一方で、植樹した樹木や整備した一部のビオトープの手入れが行き届かないなど、維持管理方針や体制が十分でないことが課題となっており、適切な維持管理によるみどりの質の向上が望まれています。そのため、みどりやビオトープを創出・整備するだけでなく、これらの維持管理を地域とともに行っていく体制を構築することなどにより、質の高いみどりを維持し、生物多様性の保全を図るとともに、人と自然との共生を推進していくことが必要です。

3）位置づけ

本節は「生物多様性基本法」（2008 年法律第 58 号）第 13 条の規定に基づき、豊島区内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、本節の内容をもって「豊島区生物多様性地域戦略」（以下「本地域戦略」という。）として位置づけます。

また、生物多様性の保全においては、多岐にわたる分野との連携が重要であることから、「豊島区みどりの基本計画」など、関連計画と連携した取組みを進めるものとします。

（2）本地域戦略の基本的事項

本地域戦略は、身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の健全な発展・再生をバランスよく持続し、自然と共生する社会の実現に向けて取り組むべき施策と取組みを示すものです。

対象区域

豊島区全域

計画期間

2019 年度から 2030 年度まで

（3）生物多様性の重要性

1）生物多様性とは

地球上には 3,000 万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを生物多様性といいます。この生物多様性には 3 つのレベルの多様性と、4 つの生態系サービスがあります。

①　生物多様性の 3 つのレベル

生物多様性には、３つのレベルの多様性があります。

レベル	内容
生態系の多様性	いろいろなタイプの生態系が、それぞれの地域に形成されていること。 日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など多様な生態系があります。
種の多様性	いろいろな動物･植物や菌類、バクテリアなどが生息･生育していること。 地球上には 3,000 万種、日本だけでも 30 万種を超える生きものが存在すると推定されています。
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や遺伝子レベルでは違いがあること。 例えばアサリの貝殻の模様が千差万別なのも、遺伝子の違いによります。

② ４つの生態系サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みは、「生態系サービス」と呼ばれています。人間の暮らしは、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の４ つの生態系サービスを受けています。生物多様性が失われた場合にはこれらの適切なサービスが受けられなくなる恐れがあり、人の生存にまで影響を及ぼす可能性があります。

出典）環境省　生物多様性ウェブサイト「生物多様性広報パネル」（図のみ）

図 20　生物多様性のイメージ

2）生物多様性の危機

現在、生物多様性は以下の４ つの危機にさらされており、自然状態の約 100～1,000 倍のスピードで種の絶滅が進んでいると言われています。

第１の危機：開発・乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
第２の危機：里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
第３の危機：外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
第４の危機：地球環境の変化による危機

3）生物多様性に関する動向

世界と日本の主なできごと

1992 年	世界	■リオデジャネイロで「国連環境開発会議」開催 ・「生物多様性条約」　採択
1995 年	日本	・「生物多様性国家戦略」　決定
2008 年	日本	・「生物多様性基本法」　制定 ・「生物多様性国家戦略 2010」　策定
2010 年	世界	■名古屋で第 10 回締約国会議（COP10）開催 ・「戦略計画 2011-2020」及び「愛知目標」　採択
2012 年	日本	・「生物多様性国家戦略 2012-2020」　策定
2014 年	世界	・「地球規模生物多様性概況第４版」　公表
2016 年	世界	■CBD-COP13（生物多様性条約第 13 回締約国会議） ・「カンクン宣言」　採択

＜世界の動向＞

生物多様性保全のための取組みは、1992 年の「生物多様性条約」の採択以降、世界的に行われています。しかし、2014 年に公表された「地球規模生物多様性概況第４版」では、「ほとんどの愛知目標の要素について達成に向けた進捗が見られたものの、生物多様性に対する圧力を軽減し、その継続する減少を防ぐための緊急的で有効な行動がとられない限り、そうした進捗は目標の達成には不十分である」と結論づけられており、今後、世界的にも一層の取組強化が必要とされています。

また、SDGs においては、生物多様性が生み出す生態系サービスに関わりの深い目標（目標 6、13、14、15 など）が複数掲げられており、生物多様性の保全に向けた取組みは、SDGs における社会と経済の持続可能な発展を根底で支えるものと言えます。

＜国内の動向＞

国際的な情勢を受けて、日本においても生物多様性保全の取組みが進められており、地方自治体においては、生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組みを推進することが必要とされています。

また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、2020 年までの重点施策として以下の５つの基本戦略が示されています。

【生物多様性国家戦略 2012-2020　5 つの基本戦略】

◇ 生物多様性を社会に浸透させる
◇ 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
◇ 森・里・川・海のつながりを確保する
◇ 地球規模の視野を持って行動する
◇ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

東京都では、2012 年 5 月に生物多様性の保全に関する都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せもつ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。

「東京都環境基本計画」（2016 年 3 月）においては、5 つの政策の柱の一つに「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」を掲げ、政策を展開していくこととしています。

4）地域戦略を策定する意義

①　都市の暮らしを支える生物多様性の保全

将来にわたって持続的に人々の暮らしを守っていくためには、人々のくらしを支える生物多様性の保全のために区内でできることを行っていく必要があります。そのため、区内にくらし、働き、集う一人ひとりが、日常において生物多様性への配慮を意識し、行動することが必要です。建物の建設や都市開発などのまちづくりにおいては、生物多様性への配慮を取り入れていくことが必要です。

また、区内において生物多様性の保全に取り組むことは、日本全体ひいては世界中の生物多様性を守ることにつながります。

②　潤いと魅力のある地域づくり

生物多様性の状況は地域によって異なります。区内においても、みどり豊かな公園や大学、また歴史のある寺社仏閣などが存在しています。このような生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景やそれに基づく豊かな文化を、次の世代にも引き継いでいくことで、地域への誇りや愛着を引き起こし、地域の活力につながります。

また、区民や事業者、団体等の様々な主体の協働によって地域の生物多様性を守っていくことで、社会経済活動と自然が調和した魅力あふれるまちづくりにつながります。

ミニコラム

すすきみみずく

「すすきみみずく」は、雑司が谷にある鬼子母神の参詣土産として伝わる郷土玩具です。ススキの穂を束ねて作り、昔、豊島区に多く住んでいたとされるオオコノハズクというミミズクをかたどっているといわれています。

昔は区内のススキを使用していましたが、現在は豊島区の姉妹・交流都市である秩父市産・飯能市産のススキが使われており、毎年、ススキ刈りを通じた都市間交流が行われています。

すすきみみずくは、ススキという自然の恵みがもたらす区の伝統文化です。毎年南池袋小学校 4 年生が製作体験を行ったり、すすきみみずくの物語を題材にした紙芝居を広く配布するなど、多くの子どもたちにこの文化を伝えています。

（4）豊島区における生物多様性の状況

1）豊島区の生物多様性

①　緑地の状況

豊島区は、江戸時代にはほぼ全域が農村地帯でした。その後、明治末期から大正時代にかけ、急速に市街化が進み、緑地が減少していきました。また、谷端川、弦巻川、千川上水といった河川等も市街化に合わせ暗渠となりました。

さらに、第二次世界大戦では、区の大半が焼失し、屋敷林などの緑地も被害を受けました。戦災にあわなかった、学習院大学、雑司ヶ谷霊園、染井霊園などが、現在も大規模な緑地として残されています。

2015 年度に実施した緑被現況調査によると、豊島区の緑被総面積は 167.2 ヘクタールで、緑被率は 12.9%です。また、屋上緑化の割合は 0.4%です。

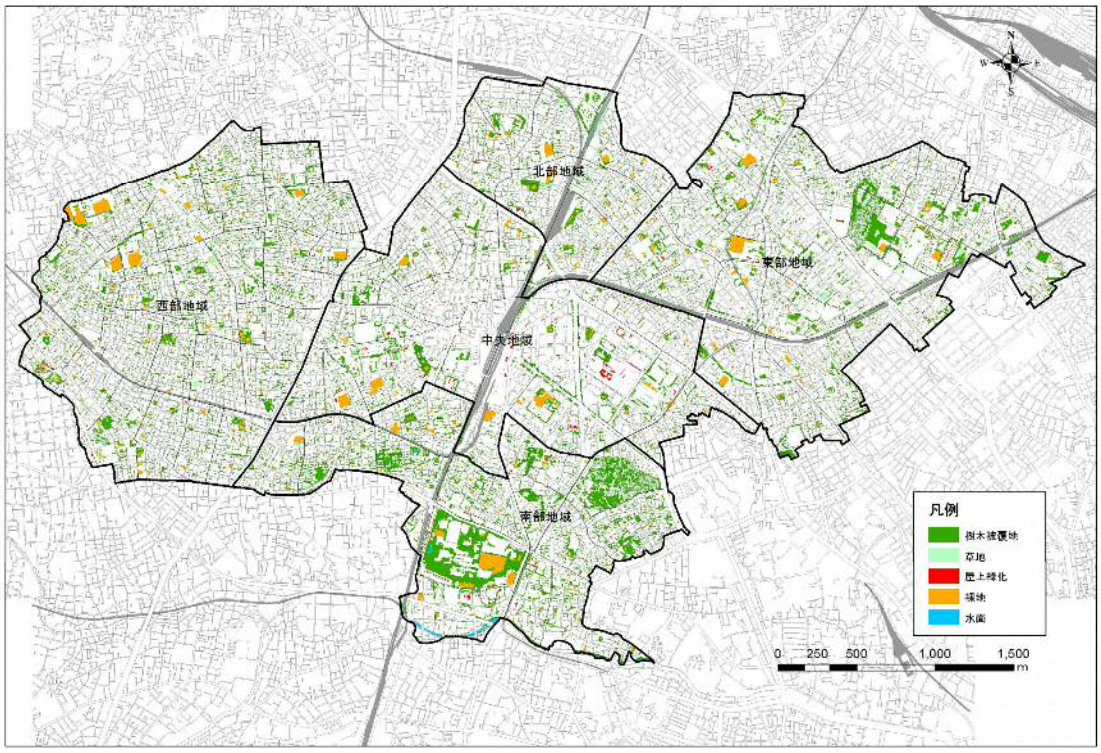

注）この地形図は東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有しています（承認番号）MMT 利許第 27069 号-71
出典）「豊島区緑被現況調査報告書」（2016 年 3 月）

図 21　緑被地等分布図

表 4　緑被率

項目			面積(ha)	構成比（%）
人工構造物被覆地以外			190.2	14.6
	緑被地		167.2	12.9
		樹木被覆地	147.9	11.4
		草地	14.1	1.1
		屋上緑地	5.2	0.4
	裸地		22.1	1.7
	水面		0.9	0.1
人工構造物被覆他			1,110.8	85.4
合計			1,301.0	100.0

出典）「豊島区緑被現況調査報告書」（2016 年 3 月）

② 生きものの状況

区が行った生きもの調査の結果によると、建物の軒下や花だん、公園の木の上や池など身の回りの環境に、多くの動植物が生育生息していることが分かっています。

また、区が行った専門家によるモニタリング調査（2015 年度は動植物生態調査、2016 年度は昆虫類等生態調査）では、国や東京都のレッドリストの掲載種が複数確認されるなど、都市化が進んだ区内においても、生物の貴重な生息空間が残されています。

出典）「としま生きものガイドブック」（2017 年）

図 22　生きもの見どころマップ

出典）「としま生きものガイドブック」（2017 年）より抜粋

図 23　豊島区の植物

③ 生物多様性に対する認知度

区が実施した区民アンケート（豊島区の環境に関するアンケート（2017・2018 年度））では、生物多様性の内容まで理解する区民は少数で、年代が上がるにつれ認知度が低くなる傾向が明らかになりました。

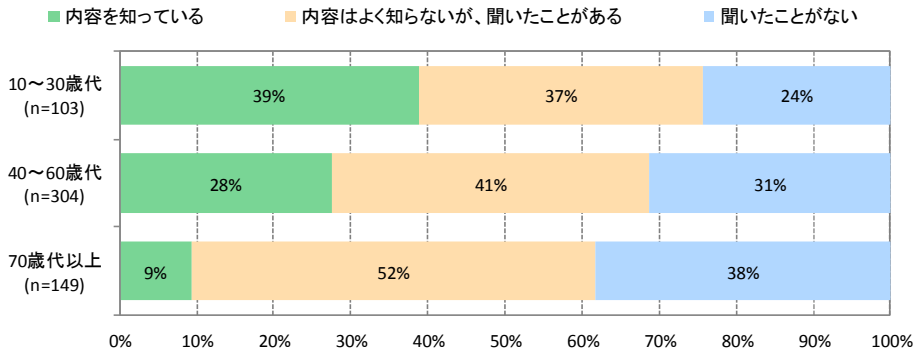

図 24　生物多様性に対する区民の認知度

2）生物多様性の取組みの状況

① 区民参加によるみどりの空間の管理

公園、広場、小中学校の緑縁空間等では地域住民による植物の手入れや清掃などの区民参加による維持管理、公園内の花壇ではみどりの協定団体による花の植えつけや管理などの活動が行われています。

② 区民参加型の生きもの調査

身近な自然にふれあい、生物多様性を感じる機会として、区民自身が生きものについて調べる、「としま生きものさがし」（区民参加型調査）を夏期に開催しています。参加人数（のべ人数）は、2015 年度（7～8 月）は 98 人、2016 年度（7～9 月）は 198 人、2017 年度（6～9 月）は 306 人と年々増加しています。

3）生物多様性の課題

① 生物多様性の保全

区民への生物多様性の理解・浸透を図るため、生物多様性に関する学習や触れあいの場の創出・拡充が必要です。

公園や学校等の公共空間においては、できる限り生物多様性に配慮した整備・管理を行うよう努める必要があります。また、地域の生態系に悪影響を及ぼす可能性がある特定外来生物の被害予防を進める必要があります。

② みどりの保全･創出

公園や街路樹の整備・保全など、人びとの生活にやすらぎや潤いをもたらすみどり空間を創出するとともに、公共施設及び民有施設において、建物の屋上・壁面・敷地内など、都市形態に合わせたみどりや水辺の創出を図ることが必要です。

③ 人と自然のつながりを深めるまちづくり

創出したみどり空間を適切に維持していくため、区民・団体・事業者等とも協力して、みどり空間の維持管理を担っていく必要があります。

（5）目標達成に向けた施策

【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1）生物多様性を保全する	①自然環境や生物に関する調査・把握	
	②自然環境の保全と創出	★
	③生物多様性保全のための学習・参加の場の提供	
	④危険な外来種の情報提供	
2）みどりを保全・創出する	①都市空間の緑化推進	
	②公共空間のみどりの保全・再生・創出	★
	③身近なみどりの育成	
	④緑のネットワーク化	
3）人と自然のつながりを深めるまちをつくる	①地域が参加するみどりのまちづくり	★
	②地域の人に親しまれる環境の創出・保全	

【成果指標】

指標	現状値（2017 年度）	目標値（2030 年度）
・ 生きもの調査に参加する区民の数（累計）	283	1,258
・ 緑被率（%）🍀	12.9（2015 年度）	13.0（2020 年度）
・ 緑視率が 25%以上の箇所の割合（%）🍀	16.8（2015 年度）	（増加）
・ みどりのボランティア団体数（累計） ※「みどりの協定」により公園内の花壇等を管理	26	26

【取組指標】

指標	現状値（2017 年度）	目標値（2030 年度）
・ エコミューゼを活用したイベント・講座数（回／年・累計）	6	80
・ 学校・区立公園のビオトープ数（累計）🌸	19	21
・ 公園の整備面積（整備済面積）（ha・累計）🌸🍀	21.1	24.5（2020 年度）
・ 緑化基準を満たす施設数（%）🌸🍀	72(2015 年度)	80（2020 年度）
・ 街路樹の設置割合（設置済割合）（%）🍀	78(2015 年度)	80（2020 年度）
・ 地域が管理する公園・ビオトープの数（累計）🌸	3	3

🍀:「豊島区みどりの基本計画」（2016 年 3 月）により、現状値（2015 年度）、目標値（2020 年度）を記載。目標値は、同計画の改定（2021 年度予定）以降に見直す。

🌸: 重点施策の推進に貢献する取組指標

【モニタリング指標)】

・緑のカーテンづくりの実績（区立学校・区施設）（㎡）
・保護樹木（本）・保護樹林（㎡）・保護生垣（m）
・区民参加型の生きもの調査によって把握している種の数（累計）

各指標の説明は 96 ページへ

各主体の役割（例示）

■区民の役割

日々の生活において

・生け垣や家庭菜園等、身近なみどりを育てる
・街路樹や公園のみどりを大切にする
・生きものを大切にする
・外来生物について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない
・自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくる
・地域の緑化活動に参加する
・ボランティアとして地域のビオトープなどのみどり空間の維持管理に参加する

建て替えのときなど

・屋上緑化、壁面緑化を行う
・住宅の新築や改築の際は、地面を残してみどりを取り入れる等、自然環境に配慮する
・建て替えの際は、既存木の保全に配慮する

■事業者の役割

日々の事業活動において

・屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進める
・生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める
・地域や行政と連携したビオトープ等の維持管理へ参加する
・事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめるみどりづくりを行う

Ⅱ-1　生物多様性を保全する

都市化が進んだ豊島区においては、区民や事業者による生物多様性に対する関心が薄れがちであり、関心や意識を高めていくことが重要です。同時に、生物の生息空間となる質の高いみどり空間の形成が求められます。

そのため、区内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然・生きものに触れ合う機会の創出によって、生物多様性の理解浸透を図ります。また、区内に存在する貴重なみどりを守りつつ、新たなみどりや水辺を創出していきます。

施策

①　自然環境や生物に関する調査・把握

区内の自然環境や生物の生育・生息状況を把握するため、専門家による生態調査を実施します。また、区民参加による生態調査として、「としま生きものさがし」を実施し、区民による生きものに関する情報の収集や共有を促進します。

としま生きものさがし

専門家による生態調査

②　自然環境の保全と創出　重点施策

公園の補修や再整備を行う際には、多くの昆虫や鳥類が生息できる植栽樹種の選定など、生態系に配慮した公園の整備に取り組みます。また、学校の改築などにあたっては、小学校敷地に水辺や木、草地などのビオトープを整備します。これらの公園や学校等のビオトープの維持管理に取り組むとともに、生きものが移動できるような緑地間のつながりの創出によるみどりと水のネットワークの形成を進め、生きものの生息空間を保全します。

区有施設ビオトープ

池袋本町小中連携校

小鳥がさえずる公園

③　生物多様性保全のための学習・参加の場の提供

生物多様性の重要性について、区民や事業者の共通認識として定着させるため、区内の生物多様性に関する各種情報発信を行うとともに、「豊島の森」における小学生の親子を対象とした参加型の環境学習プログラムや図書館における啓発講座等を実施します。また、学校のプールにいるヤゴ等のいきものに関する学習を指導するヤゴ救出リーダーを養成するなど、様々な主体による学習と参加を促進していきます。

④　危険な外来種の情報提供

区のホームページ等を通じて、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ、アカカミアリ、ヒアリなど、危険な特定外来生物の被害予防のための情報提供を行います。

II-2　みどりを保全・創出する

みどりに親しめる空間が、日常の身近なところに存在することは、区に集う人びとが豊かな気持ちで暮らし、働き、活動するために重要です。

日常の中でふれあえる身近なみどりを広げていくため、公共施設、道路、まち中のみどりの創出を進めるとともに、区民等による身近なみどりの育成を促進します。また、大学や霊園・区役所庁舎などの拠点となるみどりと、道路や河川沿いの線的なみどりとのネットワーク化に取り組みます。

施策

①　都市空間の緑化推進

「豊島区みどりの条例」等に基づく指導による緑化と、助成制度による緑化を組み合わせて推進し、都市開発や建築行為における緑化を進めます。また、都市計画道路におけるみどりの軸の形成、既存道路の再整備における緑化の推進、公開空地やひろば等の緑化などにより、まち中のみどりを増やしていきます。

②　公共空間のみどりの保全・再生・創出　重点施策

学校に土地本来の森を再生する「学校の森」の維持管理をはじめ、屋上緑化・壁面緑化など、みどり豊かな学校環境の整備に取り組みます。また、「豊島区みどりの条例」に基づき、公共施設の緑化を推進します。その他、公共施設跡地等への公園の配置など、公共空間におけるみどりの創出について検討を進めます。

壁面緑化

③　身近なみどりの育成

区民参加による地域の公園などのみどりの空間づくりや、区立小学校、区民ひろば及び区内公共施設における緑のカーテンづくり、福祉ホームの余暇活動における緑化活動、緑化講習会の開催など、身近なみどりの育成を推進します。また、地域に住む人々を守る「いのちの森」の植樹活動や、豊島区に生まれた子どもへの誕生記念樹の贈呈を行います。

誕生記念樹

みどりの協定により、10 戸以上の近隣の人々がまとまった場合や敷地面積が 500 ㎡以上の事業所、集合住宅等の接道部において、事業者等がみどりの保護と育成を目的とした緑化計画を作成し、一定の要件に該当する緑化と維持管理を行う協定を結んだ場合、区がその協定を認定し、植樹工事の一部の助成や、苗木や器材支給並びに技術的な指導及び助言を行います。

④　緑のネットワーク化

大学や霊園などのみどりの拠点を核としたみどりの骨格軸（池袋副都心軸）により、既存の公園や都市開発により創出されたみどりをつなぐネットワーク化を推進します。人が散策等を楽しむためのネットワーク、夏場の緑陰形成のネットワーク、風の通り道など目的を明確にした緑のネットワーク形成に取り組みます。

Ⅱ-3　人と自然のつながりを深めるまちをつくる

みどりは、地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しんでいてこそ、その存在価値が上がり、その質を維持・向上していくことにもつながります。

そのため、区民・事業者・行政が相互に協力しながら、地域の公園や花壇などの身近な環境づくりに参加し、生活を豊かにするみどりを守り育てていくための仕組みづくりに取り組みます。

施策

①　地域が参加するみどりのまちづくり　重点施策

「グリーンとしま」再生プロジェクトなどの地域と協働してみどりを創出する取組みを継続するとともに、創出したみどり空間を、区民や地域とともに維持管理していきます。

また、豊島区が発祥の地であるソメイヨシノを豊島区の大切なブランドとして活用し、地域における苗木の育成に取り組むとともに、イベントやホームページでの「さくらマップ」などの情報発信を通じて「ソメイヨシノ発祥の地豊島区」をアピールしていきます。

みどりのボランティアへの支援、区民ひろばが中心となった緑化活動や、区民ひろばまつりなど、地域での様々な緑化活動によって、みどりのまちづくりを促進していきます。

「グリーンとしま」再生プロジェクト
（児童による植樹の様子）

ソメイヨシノ苗木の育成

②　地域の人に親しまれる環境の創出・保全

住民の構成や年齢層の変化などに配慮し、地域の人々による利用を考慮した公園の再整備を推進します。また、寺社仏閣などのみどりや文化財を活かした景観づくりなどに取り組むとともに、地域の団体などによる公園、広場の飾りつけなど、都市のイメージを高める取組みの促進や、区内のみどりの名所をめぐるルートづくりによって、区のみどりを PR していきます。

ミニコラム

公共施設等における木材の活用

教育における連携を行っている秋田県能代市産の秋田杉や、多摩産・秩父産の木材などを、区有施設の改築等に活用していきます。

目白小学校

「（仮称）森林環境譲与税」の活用

2019 年度に創設される（仮称）森林環境譲与税の使途は、「市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」とされています。豊島区においては、本税を活用しみどりの拡大を図っていきます。

重点施策 【基本目標Ⅱ：みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち～みどりの保全・創出をみんなで支える～】

課題

高度に都市化が進んだ豊島区においても、人々の生活や日々の営みにやすらぎや潤いを与えるみどりが求められています。また、限られた緑地であっても、生物の貴重な生息空間が残されていることから、これらを守り育てていく必要があります。

そのためには、公園や公共空間におけるみどりのさらなる保全・創出によって区民のやすらぎの場を確保するとともに、生態系の向上につながる質の高いみどり空間の創出によって、区内の生物多様性を保全していくことが必要です。また、これまでに取り組んできた公共スペースの緑化や植樹、新たな公園やビオトープづくりによって創出されたみどり空間を適切に維持・管理する人材や仕組みの構築などを図ることが必要です。

施策内容

①自然環境の保全と創出　56 ページ
②公共空間のみどりの保全・再生・創出　57 ページ
③地域が参加するみどりのまちづくり★　58 ページ

これらの重点施策の推進により、区と関係する人々との協働を強化し、地域と連携した環境づくりの体制構築を図ります。

★付きはリーディングプロジェクト（重点施策の中で優先的に取り組む事業）の属する施策

関連する主な SDGs の目標とターゲット

11.7	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	

出典）外務省ホームページ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」仮訳より抜粋。

注）重点施策の取組みによる貢献分野に最も近いと思われる SDGs のターゲットを示しています。

リーディングプロジェクト

緑やビオトープの維持管理

南長崎はらっぱ公園

目的

区で取り組んできた緑化、学校・公園等において創出したみどり空間やビオトープを、適切に維持管理し、生物多様性の保全を図っていくことを目的とします。

概要

維持管理の改善

・区有施設に整備したビオトープの管理状況について、専門家による調査を実施し、今後の維持管理の改善につなげていきます。

・「グリーンとしま」再生プロジェクトにより創出した緑（「いのちの森」「学校の森」などの樹木）についても、専門家による調査結果を参考に、緑の保全を考慮した管理を行っていきます。

連携によるみどりなどの保全

現在、区民や地域団体とともに区有施設（公園・学校など）の樹木やビオトープの維持管理を実施している事例をモデルとし、区民や地域との連携による維持管理を推進するとともに、協働による維持管理体制の構築を検討していきます。

＜モデル事例：南長崎はらっぱ公園における連携・協働＞

「南長崎はらっぱ公園を育てる会」を中心とした、地域住民等と連携し、2011 年に南長崎はらっぱ公園内に植樹した「いのちの森」の手入れ活動やビオトープの維持管理を行っています。

これらの取組みにより、区民をはじめとし、区に集うすべての人にとってのやすらぎの場となる、質の高いみどり空間を維持し、人と自然の共生を進めていきます。

参考：「いのちの森」植樹

高密都市・豊島区を、豊かな緑のあふれるまちにし、地域全体で環境配慮行動に取り組む機運を高めるため、「いのちの森」植樹を実施してきました。

「３本植えれば森になる」を合言葉に、区の限られたスペースを有効活用しながら、土地本来の樹種を混植・密植し、「ふるさとの木による、ふるさとの森づくり」を行ってきました。

「いのちの森」には、生物多様性の維持や地球温暖化の防止への貢献とともに、植樹した木々が自然災害等からいのちを守る防災機能としての役割も期待されています。

植樹前（2012 年度）

植樹 7 年目（2018 年度）
池袋本町電車の見える公園

コラム

ソメイヨシノ・プロジェクト

日本を代表する桜「ソメイヨシノ」は江戸時代の染井村（現在の豊島区駒込地域）が発祥であると伝えられています。”豊島区で生まれたソメイヨシノ”を区のシンボルマークに取り入れると同時に、ソメイヨシノを広く区内外へ発信する「ソメイヨシノ・プロジェクト」を実施し、四季を感じられるまちづくりを広げています。

『ソメイヨシノ・プロジェクト』活動内容

ソメイヨシノ PR イベント

ソメイヨシノ発祥の地、駒込を PR する「染井よしの桜のふる里秋祭り」や、春には区内各地で桜まつりが開催されており、多くの来場者で賑わっています。

ソメイヨシノアーカイブ

駒込二丁目複合施設内にあり、ソメイヨシノの歴史や散策についてのオススメ情報を提供しています。

他自治体との交流

ソメイヨシノの苗木寄贈や植樹、植樹後の生育状況を視察する見学ツアーなどを通し、他自治体との交流を深めています。

「全国さくらサミット」では、「桜」をまちのシンボルにしようとする全国の自治体が集まり、桜に関する議題を広く取りあげ、情報交流を図っています。2018 年度には『日本の「さくら」を世界へ発信～桜物語』をメインテーマに「全国さくらサミット in 豊島」を開催しました。

（仮称）高田小学校跡地公園の整備

2020 年春にオープン予定の「（仮称）高田小学校跡地公園」は、通常時は地域活動の拠点、地域コミュニティの核となり、発災時には救援活動の拠点となる施設整備をします。ボールひろばや健康遊具の設置により、公園のあらゆる場所で多様な世代が交流できる場として整備します。

緑の広がる空間

既存樹木の保全といのちの森の整備や発災時の対応として防火樹などの樹木を配置し、防災性の向上と、生態系に配慮した緑豊かな公園を目指します。